喜加禮書

天

ワ 3
3645
424

門 ワ3
號 3645
卷 424

一 宮參次第
二 齒黑祝之書
三 若水祝之書
四 產所諸用集
五 元服口傳
六 年賀之式
七 宮參口傳
八 献方之書
九 亀足寸法
十 酌酒配膳傳
十一 食物禁物
十二 献方七冊之書

宮参次第

一宮参といふハ所の氏神へ社参乃儀へ嬰子誕生後〳〵て男子ハ一日女子ハ二日めハ参詣ふるもの若右の日延引の折〳〵ハ百日過吉日良辰を撰ひ参ふへし　公方様の親式いろ〳〵あるへしいとハ其分限に応ずへきせ口傳

ハ日ノ内ハ血忌アルユヘ憚ヨリ二ニ陽陰ノ日数ニヨルナリ但男女共二日ヨリ用ル傳モアリ

棒物之事

一神馬壹匹河原毛立髪を牽ふ吉例也一七日前より血を忌ひ始ふへし扨当日ハ振の髪に龍馬と書れを付志四ツの髪尾ふ幣を付懐束ハ木地鞍又ハ塗鞍なりハ鞦宮を盛へし鞍に幣帛を付よハ前輪の所ハ御幣二本

河原毛代々将軍家御用也頼朝以来ノ例トソ

龍馬又神馬

前輪ニ幣ヲ立ルハ十文字ニ打違而ニツヲ指辺前輪ニテ結也

立ぬるもあり馬具いつれも新
敷をへし器儀ハ馬衣くり
掛て牽へし馬絡ハ練衣
へし河原毛あるき時ハ月毛も可也　三白後用

一
舎人烏帽子白張別當烏帽子
青襖袴そなへ所すへし神馬ハ
社人請取神前の左へ立へし
引時ハ縄を馬の首より上
渡へし舎人白丁をあるへ
あり略儀なり
神馬器物ハ繪馬二枚奉献
なへし書様ハ繪馬ハ
真の太刀一振器儀ハ銀剣ハ
馬代を添納るあるへし是結
結様ハ傳目録ハ出あり
のおうハ神主へ太刀目録

手綱ヲ高クニカリ
ニ方ヲ取リ上ル神ヘ
上ルノ心トソ

草露傳書丸七冊
冊傳書見ヘタリ

一
銀剣帝市ハ太刀也
結様ハ叶ニ上ル也
奉納ハ太刀渡ハ烏
井奇刀　今公卿ニ
組付ヘレ

一
神樂湯花を持へし
散錢散米饋餅いつれも皆
流ニ入十二也月數ハ此ハ此ハの
神前を接醴をなし
鯉十二本公卿三ツ丸居て縄
略儀なれとも銀剣繪馬又ハ馬代
鯉ハ持へきるへしといへり
出ハ事

皆ハ流ハカワ也
米錢押柿ニ入烏
井内ニ入ル也
強叙也

醴ハ俗ニ云ニヲリサケ也
○零ハ鱠を用

鯉ヲ上ル三ヘ十リ
吉良流ニテハ牛ノ
舌トハ魚ヲ上ル十リ
唐ニテハ鱉ニ牛ヲ
上ル上ヘトソ當流鯉
ハ望ヲ叶上ヘ十リ

一
嬰子ハ産髮をそれ男子女子共
ハ小袖ハ上下共ニ白衣にるへし
色直ハ以後ハ色直ハ如此委ハ
女中書ハあり
ハ乳人等ハ白ハ抱ハいつれも
衣服新敷をそ用ハ女中ハ地
白をそなへし

一
産髮ハ云
産著ニ故有テ存日
數ヲ問ヲ色直後宮參
又ハ元産著

十冊書也

地白ニ素絹
有ヘレ

一　守ハ臣下有徳の人をあてらる
官位相應の服をつかう卒人ハ
責禦袴又ハ長上下立髪の
馬まて騎馬すへし
一　其余の騎馬烏帽子青禦袴うそ
可勤うく
一　女子の時ハ神馬献上ハ絵一ツ扱
清口の袴十二節又ハ七節献上へ
御供ハ次第
但上古ハ物ゝをおとす
一　首途の時悪魔退散の長刀を
遣ひ則刀者へうつすなり是ハ
武功有士の役とす
一　牽犬ハ一匹裝束首玉鈴を付
ましを引縄赤白の打交也犬をひ
ゝるゝ由緒あり略儀ハ宿直の

白練羽二重
七尺五寸式台布

天地四維ノ掛ニ後
也四維ハ四方四隅
ヶ支也

犬ハ魔ヲ去又知主客
心守宮殿者也

犬ナキ子ハ魔ニ犬ノ
学ヲシカク

犬張子高サ五
右向ッ右置天兒
ヶ無ヘ入也

犬一對祭物へ入ル
雄剱箱ハ桐白木級を付おへし
天児ハ嬰兒の通に裝束させ乘
替に入又ハ俵子ゝより略儀ハ
牽無へ入彩や
傘指白丁美へし
上刺袋今ハ此ハ扶箱立置
長刀ハ力者青禦袴又ハ長上
下なり
明弓を袋ヶ入蓋目を流物へし
弓ハ老士九月ハ若士右に三へ
散米ハ白曲物ヶ入鶴亀松竹を
白綸ヶかき内へ米銭を交御駕の
先へ左右ヶ立鳥居の内ヶ前へ
嬰子ハ出乳人抱て学へし福満
草親子草を入へし　左寺刀太刀

奉献ノ太刀目録
笠モ同様ニ持ヘシ

筒守懸掛章ノ色
形モ此悪ニ入ルヨシ

男女尺三寸迄ハ加望
初ニモ身ヲ石離
モノナリ

傘袋台地裝
束ノ付袋也

今ハ家ノ移有之
遠慮スヘシ女子
ハヨシ

産所ニ用トル
弓墓目也

散米ハ神前ニ
入ル也

米一升ニ付
鳥目一貫二百文
ソモ入ル也

○左刀右ニ脇差

守刀ニ守袋ヲ付ル
満室トハ是満室カケ
カケ乗ノ内ヘ入ヘシ
重キ方ハ男子ハ左右
巻ノ大刀ヨモ左ニ持
セヘシ

右ハ内刀也女子腰差を拵へし刀ハ
小性の役なり賀茂十徳を着せ
女子の附ハ鑓薙刀笠三笠を略
神の伝賀の文(表判の袋を拵
ヤヤ

表判包ハ略シ
神宮ナリ

一 辻堅青襖袴太刀を帯し座形
の恐つゝ多喜の前と並へし
む宮の廻ると驚固の侍を置
へし

門前ヲ堅ニシテ
ヨシ

神前儀法

一 騎馬の面々多喜を乗へし各
下馬賀ハ流の陣屋のあるへ下
所あるへし

一 神宮ハ多喜の中を幸へし

奉納馬ナリ

一 男子ハ中より入左より下向
あるへし女子ハ中より入右より

鳥井ノ内ナリ

下向なるは是陰陽のなるひなり

一 鍔口打事九度男子の附ハ一老
うつへし女子ハ乳人打初
三度打國家安穏一族武運
長久息災延命千歳樂〻〻と三返唱又鍔口を
万歳樂〻〻と三返唱又鍔口を
打嬰子未繁昌諸人愛敬
あって名利ト叶言名を定
めて名天下に度めのへと打
別し又三度打納へし女子ハ
附ハ夫婦愛敬まして幸徳
精子のこゝ度の千歳樂万
年乗ふ〻〻と表打初別を
へし

一 於神前初別の附嬰子ハ中に
打つしや臣下ハ左ハ乳ハ右

拜殿ニ嬰児座ヲ立テ中スヘシ其ノ祝義ナリ

の方に向て右の呪文を唱へ敬白をヤヘし嬰子の形を出すせて立へし

又三度廻リニテモヨシ宮ノ前後ヲ拜ム古文本地スヽミヤノヲ拜ムセ

宮廻りの事五度廻りてもの多度をあらるる事なり

拜殿向ヲ我ヲ右廻ニ是嬰児ヲ社人先立アルヘシ

一神官ハ社人の方に社人ヲ後ヲ別南後ヲ立へし後ヲ神ヲ

社人ハ未宮ニ入ヲ廿ヒ此前ニ先ヲ演セ

の方へ後へし給るハ神ヲ人後

祝文ヲ息災延命ヲ云ヘシ釘ハ半ニ打ヘシ

一手段掛ヲ行ふる

祝文あるへし

一御太刀折紙調様書れ有

一皆流十二細引ヲ十文ヲ

一鏡等セ

一鏡十二又ハ九七五三ヲ備

一三土器公御に振

一醴一荷

右ヲ直神前ヘ後ヘ行列のか先へ遣ハし置へし

拜之次第

一神前ヘ嬰児社参ヲ時ヲの人御幣を請ヲ右ヲ右ヲ右ヲ振ヲ上ヲ持ヲ左ヘ三度振廻し三度頂戴ヲ息災延命武運長久ヲ願ヲ唱へし又御幣社人い参ヲ

一嬰児御幣乃載の後ハ臣下抱守御乳人ヲ載へし

一御面其外神前ヘ備ル供物嬰児ハ載あるへしハ供物諸士ヘも載せ中ヲし其外社人下へ

嬰児ヲ抱ヘル品ヲ

神面ハ

社頭人夫ニ銀十匁ヲ祝遣ハス

載き祝へし右ハ神主の沒義とハいへとも小社の時ハ物毎難渋なるゆへ記置也

一 祝義の法式大社ハ拜殿也小社ハ神前の遊ハ新筵を敷て幕をかこひ初へし

一 嬰兒下向の時 呉報伊義家 蘆元の方へ三度ツヽ祝へし

（西礼ニハ直ニ帰宅スルモイナリ 社家ハ子和ヲ出ス 此例ノ忌ヲ外ニ立家ノ一ツナリ 犬張子ハ宮坪品ヲ踏ヨリ取テ来ル 此祝也 社士名産ト云）

小笠原大膳大夫
長時

公家ニハ男モ歯ヲ染ル是歯ヲ堅固ニスルタメ

女中 黒歯祝 元服ニ次ク

凡婦人の歯を染るハこれ此國の風俗なれ共歯を堅くして其身の難を拂備ふ所なれ共いにしへ井 紅粉をハ者を粉ひ丹ヲ以て歯を染る 鐵を去も此謂なるへし

一 むかしハ女中の潼初と云ハ十二の時ハ加ま初の祝をして加ま初の祝をするといへり中ハより十三年の六月十二日ニ加ま初の祝をする 初の祝をする 是を月見の祝とやとやむ

一ハ一切の祝義十二月十四日を用ひられきしに南の日を万るに用ひられ堂上方ハ八月見の祝をする 月用ひられ

十二歳月見祝振袖 神ヲカサシ月カケヲ見テ其ヨリ袖ヲ留ルト云ヘリ

一十六歳の時達初てする時かな
祝うて[illegible]祝の式の如く送時
真行草の格あり奥に記
す[illegible]限[illegible]
一縁組定る祝言の式縁女歯
を染て[illegible]男[illegible]
祝[illegible]
[illegible]の歯を染[illegible]
神を[illegible]
服[illegible]
一侍[illegible]の娘の婚礼の後[illegible]賞
袖[illegible]
[illegible]
紹[illegible]小袖を[illegible]
一歯黒華の[illegible]雄羽六ツ雌羽六ツ
故を[illegible]

鷺ノ羽 鶴ノ羽
雉子ノ羽 鴛鴦ノ羽
此三鳥ノ羽ヲトリ掛ル
是ヲ三鳥掛ト云

[illegible]一対掛又三鳥の
[illegible]
一華親[illegible]送る真の格
一[illegible]箱内に小道具
一[illegible]前絵
一[illegible]二面
一[illegible]箱小道具
但[illegible]
一耳[illegible]
一[illegible]
一毛垂一対
一毛抜一対
大小三寸六分 小ハ二寸八分
[illegible]を淺黄羽二重の袋
順仙[illegible]
臺[illegible]
右[illegible]九鏡

也尚ほ世に用る格の章をあれ
柄付鏡之

一紙の格

一格箱
一かゝ之
一一面
一ゆ之
一ゆ之
一ゆ之
一かゝ之
一ゆ之
一ゆ之
一ゆ之
一毛たれ一對
一毛ぬき一對

一茅の格
一かゝ筆一箱
一ゆ之
一ゆ之
一ゆ之
一ゆ之
一毛ぬき一箱
一毛ぬき一箱

帶ハ色形ニ色ヘシ

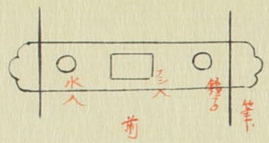

右ノ筆ニテ水ヲ三度ノ入ニテ墨ヲ三度ノ入ニテ二本ノ毛ニテ鉢ヲ一ツニシテ右ノ如クニヲ品ヲ入ルナリ

右真紙茅よりも。第一前格者を流ものゝ

一十六茅そ加ゆ茅を送之婚禮以後懐妊して元服をする時ゝ帯親より脇付山神一ゆ毛たれ

一加ゆ初のるゝ子を日の面へ

一加ゆ茅歌あり茅そ加ゆ

一ゆ之毛ぬき茅を一對をゝ

一ゆ之面方の茅そ加ゆを

一ゆ之面方の茅そ又加

一ゆ之面方の茅を三度ゝ

一ゆ之面方の茅を三度ゝ

一ゆ之面方の茅を三度ゝ

右真紙茅よりも。第一前格者を流ものゝ

一十六茅そ加ゆ茅を送之婚禮以後懐妊して元服をする時ゝ帯親より脇付山神一ゆ毛たれ

一加ゆ初のるゝ子を日の面へ

一加ゆ茅歌あり茅そ加ゆ

一ゆ之毛ぬき茅を一對をゝ

一ゆ之面方の茅そ加ゆを

一ゆ之面方の茅そ又加

一ゆ之面方の茅を三度ゝ

一ゆ之面方の茅を三度ゝ

一ゆ之面方の茅を三度ゝ

ト云ヘ其後歯を清メ甘ヘ
出ヤ時帯釈ヲ
セ三ヒ
一婚礼の後元服の時五ヘ子を
白ヲ亀甲の上の毛ぬきを
ものこけ
親よりの
平後子ハまゆをとり額を
親より出たる服ヤの中神を
ヒ一礼ヤ三ヒん
ヒ盃ヲ
一子より祝ヘハ小神様者て祝儀
ヒ器ハ巻物ヒ博者也

水嶋ト也
之成

若水祝

今時婚姻を
舅方ヨリ聟ヘ水祝を形ヲ
思ふ永禄の比河内の小笠原
三好の家より此ヲ初り俗の戯
と形ヒ
ヒ聟を川池ヘ入又ヒ
ヒ聟を戯と
稀ヘ武
聟水を祝ヤ祝儀ハ
祝ヒ
ハヒ
聟
節を

后宮名目ニ白河院の中宮賢子ハ内門ヒて
ヒ関白師實公妻
ありて主上ヒ
ヒ禁内侍有職ヒ者
中宮の御

一祝の式ハ手桶一對、鶴亀松竹を
白絹にかきて水の中へ裏白ゆり
茅巻を入る 聟奥へ通る 祝
るて表へ出る時 聟ハ
目人共も左右ゆりを
裏白ゆりて少肩衣のゝ左右
ゆりてきやゝ毎ゝ流 是
の時に男ゆゝ紙巻 姑の方よ
りけ小袖上下を 是ハ表裏なしの通り
裏表なしの通り 聟の
為之 聟始の裏表ハ表
役人 除る事
一 嫁ゝ子の手へ銀箔
ゝ 嫁の手へ扇子 扇子を紙
ゝ 裏白ゆりて 裏白ゆりて
中へ分て紙の打紙を敷中分
置此緒をあらるゝ 是を銀の
砂あを紙より包置 ゝのかゝ
けゝ 元も里の母 ゝ
袖をまつ ゝ

一かとす 法ゝ一尺 指渡一尺
二寸ゝ ゝ 銀箔
さ一寸 ゝ 銀
みゝ ゝ 取 ゝ

一聟ゝ表へ出る時 是ハ宮
立 出男 對面の時 持参の大刀
披露 聟ゝ 男 ゝ 不及
披露也

一奥へ入る通 三方の一ハ宝来
出汁引渡 雑煮 吸物 三
ゝ一度 ゝ 三方土

器取者出盃するあり終く
料理也

一 其の祝終り聲表へ出ける
右のごとくあるを祝ゝ事

以上

伊藤甚右衛門
幸氏

一 産所を作るる棟し北南へ通し
三間三尺六寸長七間九間十一間
丸木白木造りなり癸卯の日卯
の刻地をなすし鍬初すへし
これ水性木の役義なり竪縄
三十六筋横縄二十八筋もき水
縄の串に雛形をはさむなり
一 産間の畳三間にやり殘りは位
居後よりとり穴を掘へし此所
よい箕子を敷て藁を敷て産屋
あるへし此通乃上より子安縄を
ちかく鍬をおへし産畳三畳のを
二つに仕切り上の畳御坐敷の
ようかりを置畳し
一 産屋の疊白縁胡粉にて鶴亀
松竹を畳ゝ但白縁の菱あり
畳に及ぶ其まゝ畳に敷へし
一 産神棚に上古は竹をもつて編て
詰物なり竹は七郷より集て

大竹を二ツ割りして其八編なり
後世膳棚のごとく三重にして上
の棚を産神棚とするなり下の棚に
押烏帽衣掛お用事のごとく
おのおのすること東方を産神棚に
するなり

一 蓙目射る所の的は東西へ造る
長六間幅九尺なり九木白木造り
廊下を板敷なるべし産屋も
蓙目の紙屋も陰にあるべし
板ならばなるべし

一 蓙目射る間西へ方矢落よりすべし
こまごまと産所をいとなむ畳
なる一所の床九尺に七尺の床を
此所へ的山の事を立るなり畳白縁
二畳用意なるべし 的の事なれば
未産の扇形なる事にして
侍よりなるべし矢数百も床の
中に置べし時は持俵よりあるべし
蓙目の間新に西道に古き御殿を

産みるべしたる時は的山に俵三俵
置杭を俵の立事をもつて持を横に
置事もあり 俵は三十入なり

一 五尺の荒三枚表板九尺の間に畳
横よりの鋪板口傳よりて後の荒よりの置
鳥置鯉瓶子一雙蝶花形銚子提子
蝶形よりなるべし大引渡おを飾置也
是は射手のかたより形り

一 的のうたの方に棚を設蓙目射る
日燈明二ツ神酒洗米を毎日行
あるべし八幡供置し光を八幡
棚のうしろに

一 射る所の的は躰配小弓騎羅的弓矢
弓倒あり仮流より弓矢をはなる
中荒へ出るも矢も荒の上置但し
弓は内竹を立産母の方向荒の上に
立て矢は二本もに根を的の方向
おのおの觀念終矢をなる右ほそ
弦を起して左もまて掛をとり左へ
弓をとり作し肌祝矢を用ひ

一なの矢ハ下ゟ置産前ゟ二度射て
御産平安ハ左右を通り男子と
すハ乙矢を射る女子ゟハ初二ゟ
ゟてより其後七夜の内とても三歩
ハ内まても男子ゟ三本宛女子ゟ二本
て時ゟ日中暮ゟ一日に三度ゟ
射る度毎ゟ後瓶ゟ飾
瓶子の酒を射ゟ
七夜の暮日射終て射る八幡棚
の洗米神酒を載一家の主人頂
載ゟ式三献又ハ雛
三献を出ゟ
一的山をゟ仕廻る七日目ハ粥八ツ
已一ぞんをあをきて小豆
初ゟ
一暮日二本ハ時ハ甲矢乙矢ゟ初ゟ
已一ゟ一本の時ハ甲矢ゟ
二ゟ白ゟ白ゟ矢ハ初日白桃
なり暮ハ白糸こまを色糸初ゟ
矢ゟ酒日をつゟる暮日ハ木

地白筒暮ハ栗いろ暮の甲色
ゟ
一産所の入口ゟ産屋と書て
ゟる癸巳の日に札をゟる
此日天一神の天上ゟ
ゟ日ハ善神降りて十六日の内下
男のゟを
ゟ産屋と
一産屋入初ゟ式法ハ九ヶ月
目ハ朔日夜八聲の一番鳥ゟ
音を中と一度ゟ産屋入先
ゟ御ゟ出其後式三献
産神棚へも産食を
ゟ後ゟ
産屋入ゟ
天上ゟ日ゟ
ゟ及ハ此神
ゟ土神ゟ
一産神棚ゟハ瓶ゟ一ヶ洗米燈明
二ツ燈へし押捕肱衣掛ゟ産神棚ゟ

下棚あり〳〵よのなり

一押桶ハ十二式〻鶴亀松竹の白繪なり高七寸八寸一尺一寸口差渡し〻ふり〳〵しなり

一誕生あてるだいとう上て押桶へ敷る布をかけて入渡すあり錢十二錢で入乾の方の地を三尺六寸城ねさめ〻〻〻小城あをうりし地神を清める意〻押桶十二のと紀二ツハ散米を入殘り十を收る二ツハ散米を入る

あ〻ハあり收二ツ〻散米を入る

臍緒切る小刀竹筒と押桶の中へ收なり

一湯桶二ツ大小あり大ハ高三尺六寸差渡二尺八寸〻一ツハ宮参りに用ひる

一水桶ニツ差渡一尺六寸高三尺六寸内一ツ高二尺八寸ちれハ中参りに紀用ひる

一かいけ（桶器）大小五ツ大ハ指渡六寸小ハさし渡四寸

一柄杓大小五本寸法図有内一本ハ何も宮参りに用ひる

一小柄杓五指渡三寸六分内一本ハ参りに用ひる

一盥盤大小五大ハさし渡三尺四寸高八寸輪の節皮の通り用ひこれを産湯を引なり

一小竈所六大釜二ツ

一屏風四季をかく〻墨絵なり産母の目通りに立る屏風白絵なり

一竿臺二ツ連臺ハ衣桁二ツあるへし

一瓶子一對銚子提子公卿土器等を用ひる

一臺子二飾坐敷の上下に飾なり

一燈三十六此内三十八月の数一日ニ火打をうつるのこり六ハ臨産に及七夜の内神燈明上る火打也

一俎板大小二ツ大ハ長四尺八寸横一尺二寸高サ六寸小板ハ高六寸長二尺八寸横一尺六寸

一庖丁二枚長九寸柄六寸小庖丁長七寸柄四寸柄ハ竹の皮を巻なり

一ハ産婦を仕立て庖丁之退箸霍のもの寸法なり共も柄をはゞむなり

一いろりを形ふ横三尺八寸竪三尺六寸深六寸也

一水所ハ長六尺六寸横三尺六寸

一嶋臺有臺一具之

一弓掛の一式三献の用意七五三五〻三の用意あるべし

一御産褥二枚夜のもの二ツ小物ハ三ツ蒲團六ツ但ハ大小五ツ用一ツ足

一弓矢相應に用意すべし

一鉄小刀十二本共に十二支の字のを一字ずつ書て産時の支小尚て産時の支の文字を臍の緒を切るものゝ共大名の法也

一竹の箆刀又ハ殷の刀左六本右六本合十二本共左箆ハ子丑寅卯辰巳と一字ずつ書て産時の支小尚て箆を刃内共も産ハ二本也

一産所ハ婦人衣服ゝのあるし母紋むらさきかたびら殷の物紅色ゝ

さゝしちゝ三ちかゝゝのもの若ハ色ゝ

一七夜の床飾中ハ鳥のつもり亀甲の臺にしるを霞を付ゝ置べし上中の端二重臺下笠のもの手樹置鳥

上中のもの置鯉ハ多橘の方瓶子

一具蝶花形瓶子花子蝶形ゝ色

九右に飾る中ハ竹ゝ付七重

打ゝくゝ多附七献盃として七夜の日

数を表し天神七代ハ象なり

一七夜ハ親類共ハ赤色ゝ生れ

うゑきせるかふ糸〳〵せて〳〵ロ袋よ
鶯色松竹の句〳〵の紙袋昔い
盃よりそ出いる法師〳〵を紙袋を
箱に入臺ともの〳〵ともて〳〵筆すも
給をもへし

一七夜のいろゐ七五三五〳〵五昔ハ一門
又ハ家〳〵〳〵〳〵

[illegible]

一 産屋のまへに毎日笹の葉をうゑ
[illegible]
三度 [illegible] 三度 [illegible] 七夜まで産
神来給ふて母子を護給ふ
[illegible] 毎晩て [illegible] 清ぬ

一 七夜まで [illegible] 生子の [illegible] を人に [illegible]
[illegible] 産婦と男子は左袖より [illegible] 女子は右袖より [illegible]
抱出て人に [illegible] 上の
[illegible] 細をもちゐれ [illegible]

一 子生て三ツ目の [illegible] 産神 [illegible]
三方にかゝ [illegible] 餅三ツ同一こうこ [illegible]
[illegible] 三ツ [illegible] これは
産神と三宮荒神と地神と
[illegible]

一 地をほり [illegible] 七夜まで [illegible] 産婦の
[illegible] 埋と [illegible] 産
[illegible] 埋ひ [illegible]

一七夜の祝は天神七代を表し
代の [illegible]
三日目を三柱として祝ふ [illegible] 地神五代を表し
七夜の祝 [illegible] 祝は人皇五代
九柱の祝 [illegible] 九日目を
[illegible] 鎌倉の代は [illegible]

一 産子に童名を付るは七歳より
[illegible] 或は [illegible] 千代丸霍
[illegible] 歳 [illegible] 女中 [illegible]
[illegible] 相續の名を [illegible]
[illegible] 豊丸 [illegible]
[illegible] 柱の [illegible]

一 守刀は父より [illegible] 三夜まで
[illegible] 親 [illegible] 七歳
[illegible]

一 産所色々 [illegible] 地 [illegible]

一宮参、男子ハ三十一日、女子ハ三十二日目ニ

一 産所諸用集 下

一 御管比刀 陰 柄銀紙包結様口傳
小刀鉄小刀壹本忠銀紙包
一 蓙目役人褐麻目長袴又ハ
烏帽子青袍袴
一 板流一人 矢取一人 本所一人
加一人 麻目褐袴
一 白紙 白蓙二枚 刺様七五三ノ結び
蓙ニ敷ク 板ノ下ニ 縁白綾又
練胡粉ヲ白塗 書申事
一 拶一挺 檜九様又十二様
一 的紙大高檀紙七様ヲ紙数合
十四枚 大奉書ニ而も

一 末鷹一本 銀地白粉ヲ鶴亀松
竹岩ニ水亀根白艸
一 米三俵三斗入又ハ四俵 立掛臺ニ而も
見ハ師傅ニ委ク 大嶋露流
蓙ニ敷ク 而も
一 陰陽弓又ハ相位弓ヲ 一張
一 矢一本 矢尾乃蓙目
一 弓袋蓙目袋練紋所銀箔
一 鞠一指又ハ指袋ニ而も 薫革
一 弓矢立の臺 一ツ
一 七府七尺の菰一枚 五府五尺の菰
二枚
一 引渡三方一膳
一 小角又ハ鉛ニ角三ツ
一 耳ヲ器一ツ尺長箸一組
一 大重鷹ヲ器三ツ
一 置鳥置鯉一組 時節ニ寄口傳
一 瓶子一双 蝶花形銀紙又白紙
一 銚子提子 蝶形銀紙糸花の時
梅山掛ハ付ケル

一蓑目勤間新ヨリ作る時ハ三間に
五間の小屋立也又揉絶し御坐敷
[illegible]
[illegible]御産所射[illegible]の前に見せ物
[illegible]
一産神棚白木二重棚若杉の白繪
一木地三方一ツ一尺三寸四方縁一寸
二分腰高九寸此内ハ米山掛胞衣土
器産石蝶紙[illegible]
一産神ハ備神酒瓶子一双蝶花形
銀紙銀[illegible]
一御産膳三方指渡一尺三寸四方縁
高サ一寸五分腰高九寸若杉根
笹の白繪
一五升土器一ツ回輪間土器一ツ同輪三
升土器一ツ同輪大重土器一ツ同輪小
重土器一ツ同輪桔梗高立[illegible]
蝶高立一ツ銀紙両面梅干産石
を入る金[illegible]又名吉ハ御食膳の鶴亀と
入ル[illegible]紙有御器仮ハ鶴亀松竹白

繪の椀腰高三ツ
一耳土器尺箸
一洗米土器大重物
一燭臺二ツ但檜白繪
一燈明臺四ツ香土器一ツ五升
一三夜飾七夜飾口傳
一御胞衣土器二ツ五升ち[illegible]
一御胞衣桶曲物一ツ白繪御紋
一産石一ツ青き生石仮種形
一蝶紙一枚胡粉白繪
一胞衣盤一ツ檜白繪[illegible]御臍緒を
[illegible]
一淺黄羽二重服紗一ツ一幅四方
一白羽二重服紗一ツ二幅四方
一柔小弓蓬矢筆墨
一麻苧廣サ[illegible]布栗冨草南
天の葉ハ口傳
一押桶十二七ツ又一對白繪曲物
散米桶[illegible]
一淺黄八ツ歩臭結の糸一筋七三尺

五寸有へし三尺ハ一月の日ハ五寸ハ五月ハ五寸ハ表ス
一浅黄八ツ折皇結の糸一筋長五尺
守刀ハ付る是鞋の呪ハ用り唱へ
ヤ呪有り
一御寄掛一ツ夏冬ハ替ル
一行高畳白縁二畳白縁
一御坐莚二枚白縁
一御枕三ツ練又白縁白紙ハ
一練白小袖二ツ浅黄羽二重の小袖
二ツ三十三日ハ色直ハ後ハ地黒
宝盃紅の小袖ハ
一産所ハ行民布白縁
一屏風大中小ハ白縫ハ巣鶴
岩ハ竹亀水裏欣胡粉ハ亀甲
鳥祥
一湯桶二ツ白縫
一柄杓大中小三本白縫
一御通桶二ツ白縫
一湯次二ツ白陶

一盤大中小三ツ大ハ産湯ハ小中ハ
一御手拭産所ハ白画
湯ハ
一金銀ハ産湯ハ産湯の内ハ入
一腰懸二産所ハ別ハ用ハ
ハ産所の時御腰ハ女ハ
是ハ白絵
一前掛二ツ白縫長三尺五寸程ハ
御産湯ハ引ハ老女ハ此上ハ
御湯ハ
一布の祥一筋
一手拭二筋此二色産湯入用
一子安縄銀一貫目ハ
ハ銀の差後四寸程銀ハ菊坐
一子安縄二筋土台祥女意の法ハ
ハ布又ハ縫ハ長廿八尺所ハ
一天皇又ハ這子一ツ
一犬張子一対

去年稲荷社へ
大日ニ七年うこうすり
婦人ニてこうすり
拝参申し

一大張子の臺二ツ白繪
一筒守一掛
一御滿宝掛二ツ内一ツ白木白畫一ツ
溜塗はこ四ツまき繪
一衣桁一飾白木白畫
一湯桶二ツ手盤大小二ツ白繪
一火鉢物々合の時ハ白繪
一火箸
一炭斗白木白繪
一ちり二ツ
一ちりとり二ツ白繪
一溜塗のまな二ツ
一産衣うち敷無ハ時着やゝ
一菊の美を綿産室の中綿少
入ゝ
一産間のてく一坪ちとの内を塞
大竹すて箒ゝ
てく坪を仕事を宿直所ハ
此事を坪を石筆刀其外稱
右用ニ方寸ノ塩ノ壺ニ入前ニ
用ニ不入前ニ

坪置ゝ
一胞衣納る場所方角の口傳胞衣納
の巻にあり
一枕直すの日宿直の面く女中おと
二三度も白粥ゝ
皇子姫宮の降誕の時甲冑の七産
三所の米を以粥を煮て宿直の面く
給ふる古例なり
一坐鋪ゝ碁盤一面置宿直の面ゝ
碁を用ゆる仙郷ゝ准月出度故
事有
一宮参の日数并行列神前奉納
物作法中ゝ
一産後五十日目を以てこの祝と云
床飾有る
一百日をもこの祝と云床飾有る
一産後百十日目ゝ男女共ゝ當流ハ
食初て生まれる膳部仕立祝養ゝ
有ゝ事

箸初の祝有
床飾の法

一世ノ大槌小槌トいふる俗人ヤマヒス
元ハ生シ日の善惡をヤマヒ庚申の
日ハ丙子ノ日ニ七日の日を大槌と云
此内ハ生まるゝ子ハ短命也丁丑の日を
閻王ヒ中の槌ニ間日ハ生れた子ハ
長命智恵賢ク成寅の日
甲申の日と七日を小槌といふ大槌ハ
少し軽し槌といふ金神槌ひの日
悪日とする槌の内ハ生まるゝ子ハ名
伐槌ハ鍋ヒ名ハ鍋の底を抜てゐを
くらせ又ハ金神七殺とて物を
破害する神ぬゝ小槌とヒ槌ハ
打破んこ槌の内ニ生まるゝ子の胞衣
を納ふ子孫代とヒ魚十二脚ハ添て
納る男子ニハ弓矢墨筆女子ニハ
紅白粉を添て納なり
一槌の内ニ生まるゝ子の産湯ニハ梅桃
梨茅を煎て産湯ハ
槌ハかへしぬ内乃湯を吸ハ湯ハ
剃ヒへし庚申の後土日めいつゝも

大槌ニ為ル子ハ
一胞衣納ル時荒神祭の葉十二月の肉
鮭中ヒを包ヒを包ル荒神祭
ハ神前ニ碁盤を置其上ニ赤
小豆食土器ハ十二盛公卿ハ据る
又公ハ(の十三本昆布七栗五酒
十三盃を神酒ニ供ヒ取まれるを
抱ヒの盤のヒ拳此咒歌を唱ヘ
伊勢守貞孝の物語有ヤ記置ヨ
衆人愛敬不皆我育
君の代の久しかるへき例とそ
かまてそ槌ハ住ヒ乃まり

古今元服口傳

凡元服ハ童形の長き後ハ垂ハ
髪を結て是を裁て成人の礼を
勤るきくもあり是を深冒岐と
ハ漢書にいはく元ハ初ニ服ハ
冠と讀セ冠ハ烏帽子を着

なるべし人十二歳を一紀とす此
年に無官乃平士ハ小結烏帽子を
著し此小結烏帽子を十六未満まで
著す未満とは十六歳の六月十二日
なり元服の日より任官なれば冠を
著ずこれを初冠や又元服ともむ
くの元服の作法也烏帽子着
あるて童名を改太郎次郎と
俗名し名乗を定る判形初
あるなり

一天子御元服まゝ髪ハ藏人頭為俊して
勤とい〳〵御髪を二つに分く
あゆゆるとて天子の御作法と
いへり御冠をハ九大臣なるの御
役と称し此役を加冠の役とも引
入の役ともやゆるとも深曹故乃
時ふ近国殿等力を以ゆるの白例
と称し平分親王宮方の御曹はの
等力ハ四条金道りまゝすゝ等

力をもゆるといへり古れも舊例と云年
禁裏院中へ金道り小刀を奉し
とゆゆへり

一むかしハ於て武家元服の時ハ氏
神の社へ社参ゆて元服の例ゆ山城
の男山八幡乃社そ源太九加冠
ありて御名を八幡太郎義家
と号し同國加茂大明神江州
小田賀新羅明神の社ゆ伺を
元服一ゆふ加茂次郎
新羅三郎とゆとも後世ハ神
前の元服稀ゆて城内の御館そ
多ハ有其時ハ東方小檀を飾練
絹又ハ金襴の水引を柱より垂上の
天井町の真中に紅の糸をいて
東方結をゆ明鏡を掛て床乃
内ハ練の表絹を敷て三社を
勧請ゆ三具足を飾名香を
薫花ハ知鮫草大賢木勝軍木の
類を用ゆ瓶子一双置鳥置鯉

餅 瓶子 鳥
蓬茱 鯉
強飯

知鮫草 チガヤ
大賢木 サカキ
勝軍木 スルデノキ

強飯を備也

一三社勧請の時ハ　中ハ天照大神
左ハ幡右春日也三神の時ハ中
摩利支天〳〵余ハ同し又ハ幡氏神
の人ハ中ハ八幡左ハ春日右ハ比
舎門を勧請すること

一五歳七歳そも任官あて加冠の
例とあるを法ハ十二歳を初冠の法
ゆへすること

一元服の髪を結人を理髪の役
人と云〳〵結ふる髪を柳盤に
為て筆刀そ深曽ハして
冠烏帽子をかつけゆへ人を加冠
役烏帽子親〳〵ゆへ髪ハ烏帽子
親ゆへ〳〵何も理髪加冠共
に規模の役也

一元服の時の用具洗器を臺に
据て元服する人の右の方へ
すへしこれハ俗に云髪ハ入こ水
ハ二番の洗を用ひ白水ハ髪の

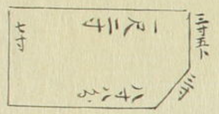

垢を能落ひ〳〵柘の櫛一具櫛黄
大小一對こまゝハ洗のるゝ金茶
されハ髪なをて〳〵此品〳〵覧箱入
柳箱ものせ左の方へ出すへし

一式の筆刀を不用時ハ阿膠木て閉
四ツ小刀一對削ハ共の形変小刀
をも一本忠を紙に包水引を結
左右刀を同前此外引合一重水
引根曳松二本蓬〳〵しる結
人寿草十二筋穂のゝハ結ひ用ひ
親子草五葉福満草一枚搗栗
五山榊五枝昆布二筋鰒牛蒡
五ツ出ふを竹郷又ハ亀甲乃
臺〳〵据出すこゝ髪をはやし
納ふ時に洗ふ盤の具〳〵

一髪を裁時為ハ柳盤ハ理髪の人
〳〵ゆへ〳〵長さ一尺二寸廣さ
七寸厚サ五寸額の高ハ四三寸
切こゝをまゝて五角こ柳ハ春を
司りて悪鬼を排目出度木〳〵

霞亀松竹彩色画
下ラ紙も包

柳なき時は咲花をも用ひられ
檜の異名に三間四方檜のよし
祝のものや

一 桑の木を小さを仕造り殿を
矢一ツ仕墨一挺筆一對を
紙に包梅枝の口付のある烏帽子
冠臺に柳箱に入のせて置

一 祝の式の事 烏帽子着の人数を
烏帽子下地に結ひ烏帽子を差
し直垂又は青袍袴を着て着
坐す時三方に長熨斗を据く
御口祝おまして 此時加冠
理髪の人より 進上の太刀馬代
相賀 相賀し此礼終て烏帽子
元の人加冠理髪と相伴し 式
三献の御盃終る 此終て祝の膳部
七五三五〜三三五三〜分限による
大鳥大魚を料理すべし

一 童形の髪結真ハ 此時
七日元服の式 七日乃

通之真ハ 天子の御作法行
後大夫草ハ士庶人之髪を結て
理髪の人柳盤を持出盤を三て
五角の内三寸切にしたるを烏
帽子元服の人、白髪此所にうつ
むき額を高時加冠をする人
髪を切元の元服ハ左より元を
持右に月卵の刀を持左右中へ
三カ所宛高てすりをして
下後前に柳盤に高て
紙の色隙を遣刀にて柳の
髪を引合十五公卿又ハ亀甲の
臺に据此のやうに退て曽根たる
髪を引合カ其前の祝の形
に矢筆墨を高て包
月日烏帽子差の人の官名又は
姓名を書付神社仏寺へ
神社仏寺海辺嘗拝して下
輩なれハ加冠の人前進出髪を

甲丙戊庚壬
乙丁己辛癸

[illegible]

一 烏帽子ハ紀ハ法也又出て烏帽子を是すなり[illegible]
[illegible]帽子ハ貴人なれハ加冠する人
帽子ハ[illegible]やとんなるへし

一 真の髪の時ハ朔日の爭力ハ左
右の髪を[illegible]
[illegible]ハ陰陽ハ[illegible]
[illegible]

一 烏帽子ハ紀法ハ[illegible]
を結て十二巻巻る図元服
の書ハ[illegible]
[illegible]巻巻ハ三巻[illegible]
[illegible]高位の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

直衣ハ直衣ノ下
小直衣ハ狩衣ハ

[illegible]髪を長くた
[illegible]の君達ハ童形生達
[illegible]元服[illegible]
[illegible]直衣又ハ直垂狩衣[illegible]
[illegible]ハ烏帽子
[illegible]垂又ハ青袍袴[illegible]
[illegible]

一 烏帽子ハ[illegible]ハ法[illegible]
又風折烏帽子[illegible]十六[illegible]
調子懸も[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 三位の御子を君達[illegible]
諸房の息を御曹[illegible]
[illegible]

御曹子も童形の時は烏帽子を
竹の丸豊松丸抔と云ふ其の又
の皮法名なりて初は右の如く
なる〻十二歳にて烏帽子を着し
太郎次郎と名を改め右を除く兵衛
右衛門の官に任ぜられ太郎の通
次郎三郎と昔は云へり

乱箱ハ木ニテ作ル
覧箱ハコリ〻
一オハ歩ヨシ

一乱箱又覧箱に書長一尺二寸
横八寸高さ三寸二分〻これを
櫛笥と云ふ

柳箱ノ事ヲ俗ニ
柳ヒヤウトモ

一柳箱長さ一尺五寸横九寸板足高
さ八寸〻端より一寸五分内へ入て
分足の拵是一本通横三角の
木九本為て足へ入て略は紙
捻にて拵ら〻釘にて打る拵是
吉礼は三角の木九本十一本まを
用ひ納経抔と載は柳箱は十本
十二本調を用ひ烏帽子色紙短冊
鞠又は沓抔の様に拵る〻也

一洴器は長さ三寸八分横二寸三分〻

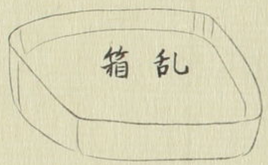

柳箱

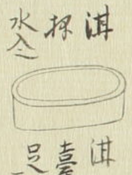

一洴臺は高さ六寸一分径五寸〻る
平物の径六寸三分金物に成は
赤羽〻上の形六角の葉〻縁より三方へ
紫の組て総角下ふ〻

馬略スル時ハ繪馬〻

一元服して氏神又は所乃鎮主へ
社参を〻て太刀馬を奉納
一元服後神前へ納る時箱の書方

年号
奉納八幡宮御廣前元服髮一髻
月日
小笠原豊松丸

右の通〻御室前も当〻官位
有人は従五位下遠江守源長政
様〻な行守〻字入は口傳あり元
服の時四位以上は叙人は源朝臣
長政と名乗神前〻不納唐櫃人
真中〻和田次郎義清元服
髪と出て一字下て右のごと〻
手ずから名を書也

月見祝と云

一額を剃て袖を留る事十六歳の
六月十六日申〻此時小結烏帽子を
止て長の冠る大結烏帽子を着
す当時は六月六日も不限其月似合
吉日を撰吉方は白すへし
陰陽の中方へ額の左〻三刀右の
方〻三刀南御紙合を挿髪
元〻髪結の親の作法〻髪
役の人額中角を入髪を結〻作て
裳束を改髪結の親と盃し
祝儀〻〻し先を今の紙の角入
易も事元服の式も文云ふ

初て南御袖を留る時額を剃る髪は紙に包前の〻祝
儀の時〻入唐櫃置へし口傳

一生髪をれろすする十七歳の十
一月十五日前髪を剃る中比以来
の例〻〻俗よこれを元服と云
然も前髪を剃〻〻
前髪を半元結て根を十二巻
男結は両帰は結其次を女結男
結は本結て結髪紙を以て包其
上を中引て女結男結は元服の
書の草の髪のごと〻以上五所結
元服役の人〻中に結へし
本結ゼて子は元服親の前〻
当時の人柳盤と陰陽の
中刀と三方〻据て親の前置時
元服する人出親の前〻畏盤
の上〻〻〻時日の甲乙考
右刀も左刀も中て前
髪の先を左の物右の刀

[illegible]を[illegible]なのわかし盤[illegible]
尚てをカわ押切て三方のよ[illegible]
置てへハるハ頭を奉ほさ似合[illegible]
移授するハ月代を[illegible]髪を[illegible]
のち[illegible]孫[illegible]子[illegible]人移し[illegible]
元服あや勤の時ハ柳盤陰陽
のわかを御前へ移や勤そ[illegible]
やしや髪も結ふ[illegible]
前髪の角の[illegible]
して祝のまの[illegible]入給ハ納神
社へ納るる同前ゝ髪結者
[illegible]を物持[illegible]
置るあへし式三献又ハ雑煮
三献なり分限ハ[illegible]へし
条〻口傳

年賀之式

一凡人壽（ヨワイ）四十歳ハ満ほ年ハ老者の初と称て始て賀の祝を

なるこれ[illegible]
加[illegible]を延るの祝ゝ世ゝ
四十と云郷[illegible]を忘られを五八の
賀と称す抑[illegible]十[illegible]に
[illegible]ハ五十の賀ゝ六十の賀七十
の賀ゝ八十九十百の賀も有むゝハ
上寿人百ゝ歳中寿百[illegible]
八十寿とハ人生七十古ゝ稀
なれと佛説も有とゝ[illegible]
八十に満る人ハ大誕の賀と中て
一入の祝ゝ八十八ハ[illegible]
米の賀と中て俗ゝ祝米
の字の畫八十八と書かるへし
移寿命長生の人ハ九十の賀
百の賀ゝ祝人もるへし尊貴の
御年数を賓筭とハ[illegible]
[illegible]筭と中なり

一桃[illegible]中ゝ御賀を祝也給ふ初ハ
仁明天皇嘉祥二年ゝ三月ゝ祝
[illegible]ゝ天子の御賀の

初め　太上天皇の御賀は　淳和
天皇天長五年十月十五日の賀を祝
ひ給ふ　父母の賀は子孫より
祝申す賀は　齊衡より　祝ひ
後成て九十の賀は　大内より給
るといへり　これは御師讃の故成歟
仁和帝より　遍照は七十の賀賜る
例せといへり　禁中には余命を祈
らん為に藥師法壽命法抜供養
の作善有と　又は御室等の手数
に成して　四十寺五十寺宇なれ
ば湯やして　御讃法行るゝと源氏
伊勢ものがたりにあり

一賀を祝月のゝ　寅卯辰の年の
人　正三月の内は　赤ゝ生れ年乃
日を祝ひこれを花の賀と云　巳午
未の年の人は　四五六月の年を
祝ひ扇の賀とす　申酉戌
の年の人は　七八九月の内年日
を祝ひこれを紅葉賀と云　亥子
丑の年乃人は　十十二月の内の年
日を祝ひ　雪の賀と云なり

一子の方より　進物のゝ　父の賀は小
袖上下　母の物　母の賀は小袖
物樽肴　此外饅頭の折　温飩
臺　押臺　屏風　掛物　杖

一掛物は寿老人　左右は松に鶴　竹に
水龜也　一文字　中縁　小書の中織
付やる　今織を用たるなり

一屏風は大小ともに　一双　鴛鴦　亀　松竹
花鳥　大縁に寿の字織物を
用ひ裏ゝ　表ゝ　鶴　亀甲形に
も　用ひ　此屏風のゝ　むらゝ
子孫ゝ　賀　此屏を御て　多もてる
色紙短冊を押たるといへり　ゝ
祝言の作を　ちまりて　する

一小神は一重　又三ツ二重も　屏中月
綸子　紗綾　羽二重の　清水神下之白
又浅黄　柔ゝ　等ゝ　法師の母は

下ハ白又ハ朱もく又ハ鄰無垢青
地黒倫子地白倫子茶倫子形の
屠甲自惣庶子形又一つハ茄入
一つハ絶入の物しし茄置ハ自然模
様をとる面のなりて作る惣茄の時ハ
葡萄草梅櫻桜の模様を處〻
ちらし作る又ハ葵ゑ形竹其
外草花桜もよ〻海ハの中茄後堂
向ハ相惣等を有髮法師の者の
ゑのなりるへし
一桜ハ柳桜そも天野桜そもし
一ゑの二ゑの〻ゑ作へし桜の鏡ハ
面白き多弟と出たるもし
一青ハ三種土産そも日光弟鶏鶏又
ハ伊勢鯉海老貝蛇雑子鴈鴨
等也
一盃臺ハ形竹梅の大傍を用ひ其外
西王母ゑ桃花橘ハを用へし形
四季ゑ盃臺の書を考時ゑの
物を用へし土器の中へ壽の字を

茄ゑて置へし
一押へ臺ハ寿命草又ハ福満草
水仙花薮ゑし福寿ゑの形
用ひへし
一饅頭ハ紅箱ゑ壽の字を付
折又ハ板重に盛へ折ハ紺青ゑ
家紋寿のゑを付へし
一温飩ハ打きるを長く切ゑ作ゑ
板重へ諸ゑこれ寿命ハ
くゝ如中ゑ紺ゑ初ゑこれも
紺青ゑ出ゑる同し
一賀人の前へ出ゑ口祝の意ハ公ゑ
ゑも亀甲の臺ゑ亀甲ハ
鏡の厚さ一尺八三寸縁一寸五分
腰九寸六角ゑ腰ハ紺青ゑ
形竹鶴亀を画き縁ハ家紋を一
方ニ一つ又ハ二つ宛ゑ又ハ三方
手に三ゑ足ハ也ゑ此臺の中へ
柱柿子親子等を表米を縁ハ
ゑ稲ハ表柿栗梅千密柱

厨中昆布物子七九枝を置合て
賀の人の子孫出来へしこれも此
あて續屠蘇を子孫へ与へ
ら給やうなり

一祝の法用の式は賀人へも中の
子孫へも式三献を出し盃肴あり
器は雑煮三献へ三盃出三こ九度
乃盃なり三こ九度中なれ時は取
肴出し三献五献にても盃事終へ

一祝の膳は餅七五三賀人へ出す時は
食料平の五こ三こ又餅五こ三
出す時は御吟物平の五三こ器
儀は其の料理へ三汁九菜十菜
十一菜もすへし

一料理の時吸物出鳴臺押へ臺出
り此時一門の座へ盃事有し
一老人へは夏冬御褥有へし惣地
緞子へ縁は寿乃字織る金入
そとるへし夏は墨絵の表にあ
面おるる絵の中へ寿の表を今

面を紙子にて冬は中へ綿
を入こもこれも子孫より祝ひ
まるこまるなり

一床の花松竹の内三瓶に
花瓶も寿の文字なへし

一置香爐不定大床は鶴の
香炉へ

一硯料紙箱これも蒔繪責具
堆朱へも用出来後移るを
用ひこれを新に移る時は寿の
をなへし

一文は脇息を年々毎源氏箱を
年々毎源氏箱は寿掛のるこ
箱は漆源氏の繪を蒔へ源氏箱
ともなり梨地黒塗蒔繪も
家紋は寿の字を文中へ家紋の財物
天鵞絨を色へ其年毎の御調度
新に調まるもの時は皆寿の字
をなへし

一地の枝これは銀にて竹枝のこと

杖の頭に鳩有銀の笹の葉の中に
賀の字を彫たるもの〻堂上方より
武家の賀人〻まで〻せ〻ら〻又
栗の木を竹杖のごとく削〻て杖
にして鳩を栗にて彫て彩色をなす
八陽にて老人のもちをあ〻〻もち
らの〻鳩は物にもぜぬ老人は物
もぜぬ老人は杖を力
鳩の杖を用ゆるなり又八の賀には
杖を給ふるに及べからず五十
六十七十八十の賀人米の賀
人物〻出杖をへし礼記に
五十にして郷に杖突六十にして
國に杖突七十にして朝廷に
杖突とあれども杖の長さ
一杖袋も素の字の廣さ五寸下二寸
徽を用ゆ上の方は
五分刀袋のごとく一紐にて留る
一米の賀の祝は賀の人の自筆にて
男女とも米の字を書て子孫に

与へ〻又米の字を書て上に鶴下に亀
松竹を画て中に彫て押して中の人に
与へるもの〻し万々一篇に定る
所〻条〻は伊者有

宮参り口傳

一宮参りは六ヶ月目にして血忌明て所の
生土の社へ社参りするなり〻ゆえ
祭日を記よ尾張にも生ちても也
嬰児誕生して其子に三十日ともし
血忌あり其所に男子は一日め女子は
廿二日めに宮参りする也日数の調まに
て男女の陰陽〻若者の日を系物
内年〻は百日にて百日の箸初の

日ひくも社家すへし公方こるあの
御社家の式色こあるへし以下ハ其分
限よりあるへし物すよ惣人数
まを月毎としいくり

一
神前い捧物のるこるの人の若君あと
今神言一疋河原毛の立髪を牽
やくあるこ古例河原毛ハ頼朝て
天下草創の時の御馬河原毛のる
ゆゑ御利運おこしまし古例そ
鎌倉の御代ゆても京都將軍（足利公方のこと）
の御代も御吉例そて御用ゑ給ひ
当流ゆくゆも御代替の御禮のる当家
に御成の時献上の鞍置馬かの神る
ゆ竜馬も源家繁昌の祝ゆと河
原毛の馬を用ひ凡て当流又当家
や書物ゆ有るゆ右三家の正家流
とやるゑ神馬ゆ献ける馬ハ血針
すへくし勿論胴縄（先を結ぶ縄とも云）を

解馬を臥竜すす宮参の当日に
馬の振の髪ゆ竜馬と書き礼を分る
竜馬ハ用尺三寸八尺のるを竜と云
ゆ名馬ゆ云ふ（六寸）見ゆ依て
天子の御馬を竜馬竜蹄と申も
此故なり神前奉納の折帝も就
馬竜蹄とも書也も社ゆよりゆ
竜馬神馬と書差別有へしと
いつり須弥の紋尾の正幣
指付るなり紋と尾ゆ幣を附
時ゆ前輪の所ゆ御幣二本立る
るゆ此時ゆ串ゆ挿ゑ馬具
ゆ残新ゆすへし鞍ハ梨金鞍（梨輪）
化の如く布ゑ若鞍ゆ紋金時ハ輪實
巴を書へし深き神秘有へ鞍置
馬本へ略義ハ裸馬なり馬縮
書皇（皇ハ有へし）馬縮ハ練絹（紅に）
くも縮（俗黄絹）ゆ深用ひ紋付時

輪寶巴ホを付へし無紋なるも可
也馬なり時々月毛馬用ふる

一馬代雲舎人ハ烏帽子白張を用ひ
如式なり為南烏帽子上下素絹
なり之祝部色（神馬ハ社人に渡
す綱を馬の口へ引くくあげて渡
也）扨天この色々と中へ色神（系
なれ馬ゆくめ氏之文なれハ神前の左へ
馬を立ふるなり

一神馬を不獣人ハ繪馬を献色し猶其社
乃法かいねを盈るもよし絵ゑる
不限へ書付ハ繪の表の方より
右初度の方年号月日を出なり
草露傳ま書様なり

一奉式ハ鉛有太刀を一腰献へし是を
雄叙と云畧ハ木太刀馬代なるとも
神前への奉納用絵ハ真剣でも
木太刀でも准叙書ニ馬も生馬ま

ても馬代にて竜歸ま竜馬ま也
なり社人神ま（も宮系の人の信み
なる太刀目録給る事有色し黄ハ
神前奉納の太刀ハ鳥居太刀に渡し
中とへ（も当時ハ大刀目録ハ
臺ま据献上ゆる時代の風俗）

一神前（ハ神樂を奏して湯花をな
り神詫をうけ給特神色ま之なる
かゝ色）

一散錢散米そて押桶一対ま米錢を
入鳥居の内より幣殿との間そ左右
へ蒔へ（神前（ハ強飯餅樽肴を
献ち是を神主廣前（備ヤ（肴ハ
干鯛鰯ホなり又鯉十二甚ま据て
も献色）指ハ天野樽柳樽そも
一茶の二荷分限ホなる（奉式ハ
醴を用ひ吉良の家ま宮系の
時牛の舌とそ魚を用ひとへり

一嬰兒の裝束の事産髮を無して
男子女子ともに産髮を剃て剃て
しまゝ産髮の色草ありしも
以後の宮參りとも中古の時
ふきつゝを用ひて剃て剃へし
一御乳人ねつゝの裝束も地白を用へし
其外の御付男女なり
一御護の人烏帽子素袍袴（略）長上下
たるへし其外供の侍も裝束同前
一女子の宮參りは大刀馬献上よ又給馬と
鈴の緒（俗に鈴口の緒と云）を献て色し数は十二筋
七筋二筋人ゆるへし　鈴の緒ながさ
幅七尺五寸（古法布近代緒を用る時は
ゆるし書付なるへし調ぶ
草靴傳弘の部少あり
一嬰兒首途の時武功のゝ侍長刀を
先へ持出玄関まゝ谷向振る力
者へ渡へし兒古寅（悪魔退散

乃心なり
一高位貴人の君達の宮參の時は行列の
前通ふ犬を立ひゝ（侍）首を
を入れを宮雲（赤白の打交）
首玉も同し　犬を牽るは子細
犬をひろ人を宛立の犬張子一對
御前ふ入る（犬張子ふ持以下の
子は額り　紅彩て犬の字を云）
一雄剱箱は桐の箱（鶴亀松竹を
白繪又は紺青也とも云へし　梅寶を
文書もよきなり）
一天兒持子は嬰子のゝ裝束さて
乘輿ふ入るなり　乘輿ふまゝ
御輿ふ乘へし　四月廿五日三歳と
俗初ふもを数ふ
一傘持ふ式白張を云へし　木物草
なり　畧義は羽織を云へし
云へ中百少君皆帝ふ物を

是俗ヨリ呼ブ半ノ

一 上刺袋ハ貴人ノ小袖上下ヲ包ム物ナリ侍ノ持時ハ左ヨリ右ノ肩ヲ通シ緒ヲ持法ノ中間ヨリ右ノ肩ヲ通シ性ナリ上刺袋ハ方ハ むくり ハ挟竹ヲ上下ヲ挟持ス為ノ挟箱ヲ用ユル所其他法令官条行列ヲ上刺トスル所ヲ代ハ挟箱建ルト云ハ是ナリ

一 長刀ハ力者ノ持ル青漆ノ鞘ナリ 器ヲ上下ノ人ノ力者ノ法ナル

一 毫厘所ヲ墓参用ヲ紙袋ヨリ入レ以テ墓ノ前ヲ供ス法ナリ 左ノ方ヲ指ス法

一 散米散銭ヲ入ル曲物ノ蓋ノ押桶ノ下ノ ハ弱気ノ所ヲ白法ヲ ハ散米ハ三貫以上又

又ハ百文ヲ米ハ行ノ ハ中二会気入ル ハ是周年十二月ヲ四ヲ表ス道ノ法ハ ハ一対ヲ入物ヲ注テ鳥居ヲ ハ御ノ左右ヲ立ル鳥居ノ内ヨリ幣殿ノ間ノ左右ノ前ヲ散米桶ヲ神前ニ納置ヘシ

一 嬰児ハ御気入抱乳ヘシ 乳ノ前筒守ヲカヽ中ハ親子ノ名性挿草ヲ入ル ハ又筒守法ノ為ノ守筒ヲ糸ヲ結ヒ ハ家ノ家ノ厨ヘ付ヘシ 法ノ外ヘシテ左ノ方護刀右ハ内刀ノ輿舁十徳ヲ着スヘシ

一 女子ノ中ノ糸ヲ ハ式ハ法ノ ハ法基ヲ巳ヲ ハ筆ハ袋ヘ入テ持スヘシ

一 御供申馬上ノ西ノ ハ鳥居ノ ハ

各下ゝすへし御興幣殿のあゝ
てゝもちへし野ゝ法の子ゝ興ゝ
りゝゝさゝめるゝ

一男女ゝ家ゝ時ゝゝ紙表の中をゝて
ゝ向の時ハ男ハゝ屋の左より女ゝ
ゝ鳥居の右より出るゝ

一鰐口打事男子の時ハ抱守女
子の時ハ乳人打〻打時武運
長久息災延命ゝて武士の
名利ゝ叶ひゝるゝを宮ゝ
名を四方へ廣めゝゝと申唱二度
打申し社中ゝて鈴の緒ゝ時
も同事〻女子の時ハ夫婦愛
敬深く猫のゝの如く子孫をひ
ろめゝゝへと唱三度打へし

一幣殿出て嬰子ハ中ハ玉臣下ハ
左ハ乳人ハ右の方ハ御幣
双載させへし拜殿ゝ嬰子

乃殿ゝをゝくゝせゝるゝ祝式
ゝゝ年人のゝへハ神主ハ幣殿
いくゝくゝせゝなゝ貴尊の御子
へハ護の人ハ幣を持左より上を持左へ三度振ゝ
を持左より右を持左へ三度振ゝ
三度頂戴さゝゝ内も息災延命
を祈へし甚次ハ下ハ乳の人ハ
も載へし御神前御供物
をゝゝゝし嬰児へもいくゝせゝ
をゝゝへし御諸士も載へ

一下向の時宮廻りの事宮の前後を
拜ゝるゝ法ゝ子の祭ハの
神を保し後ハ市杵島姫を
いゝゝゝ事の廻を五度も三度も一度
もゝるへし頂ゝ廻るゝ

一祝儀の法式大社ハ拜殿ゝすへし
小社ハ神前の庭ゝ幣殿を設
幕ゝて加ゝゝひ相へし

一宮土産その他の品々調男子ハ
右向の大張子（入世子ハ左向の大張
子）入へし
一嬰兒下向の時親戚の方ヶ又ハ
果報伊義敷舊人の方（すべて祝宅
ともやへし）は作るべ

献方之書

祝言ハ不用魚鳥

一切月の焼物不用若用ハ時ハ小串
ハすへし
一くぢの魚とりハ至ってハ義用る
も捕魚ト中面
一あまこハめでたき魚ゆゑ不用（詞のひゝき
悪ゝ）然ルニこハ月四
一鳥の料理も不用鳥いるを入てもれ
ぬもの
一山鳥不用谷渡ハ雌雄居る鳥ゆへ
一鶉雲雀も不用鳩も同し
一鮫の魚不用ふとと名をゝく者の盛物ハ
月四祝言ハたゝと名をゝく盛交も有
一城中ハ白鳥もゝ
一生新鮭鱒ハ年魚ゆへ不用塩鮭に
ハ月四
一梨子一ツ出ハ（へ）ハ人名の初ハ
ゆゝきゝ二ツハ出ハ（へ）し
一松茸岩茸ハ用四ともハ舎のゝきびゝを

不用

一海草にひじきかつの若布を用ゐ
一かつ魚干鰈不用ゐ
一野菜に茄子を不用
一ちりこはの菜不用
一水あへ不用
一ちらしごも不用何も初の郷書悪敷
　おもゐ入れとんぼ魚しる
　祝言不用ゐる

一海月　一鯉　一たこ
一鱈塩引　一ふなよ　一鱈塩引
一鮭子筋　一新白干　一鯛
一ちぐき　一鶏　一いり
一こち　一せいご　一うちき
一いるこ　一ゑい　一鰤
一鯰ぶと　一かつを　一ちも
一かつすし　一ゆんん　一数のこ
一ゑび　一何ゑび　一このこ
一串鮑　一の　一あぐ
一ちぐ　一さぐい　一わし

一かき　一ゑ所の貝　一蛤
一昆布　一海苔　一ゆあ
一青のり　一梅干　一ちり
一椎　一ちつん　一九条母
一かつじ　一柚　一せり
一里芋　一くこ　一山のいも
一四角　一根ぶり　一せり
一たこん　一かぶふ　一牛房
一めうら　一なけのこ　一茄子
一さぐ　一ゆ　一ゆ
一山ゐく　一大ゐく　一胡麻
一大麦　一小麦　一栗
一かつし　一ちぐ　一あつ米
一そば米　一まんち　一やつん
一せんゑい　一らくん　一ちち
一餅類　一赤飯　一ちち
一たんご　一麺類　一ちる
一かも　一ちぎ　一
一わる　一雑子　一初食

小児の祝儀ゐ用ゐ物

一鯛　一鱒
一せいご　一鱸
一鱸　一いるか
一王餘美　一かつほ
一辛螺　一たい
一いか　一田作
一かふ頭　一の
一昆布　一大根
一牛房　一ふ
一梅干　一ゆず
一くり　一鶴
一白鳥　一かも
一雉子

軍陣小用ふ有

一白鳥　一雉子
一鴨　一鵜
一鴈　一鯉
一鮒　一鱸
一鱒　一かれい
一鰤　一田作
一鴨　一雲雀
一鯛　一ゑい
一鮒　一鮎
一鮭

一鯉　一鮒
一名吉　一さゝい
一さゝい　一もゝすゝ
一もゝすゝ　一さゝら
一さゝら　一ゑび
一ゑび　一かぶら
一かぶら　一根ふり
一根ふり　一せゝら
一せゝら　一牛蒡
一牛蒡　一鴨

一の　一さゝい
一たゝらゝ　一つゑゝ
一さゝい　一大根
一さゝらゝ　一野老
一矢形草　一かゝすゝ
一の　一ゑび
一柳　一ふくげ
一梅干　一ゑゝ
一あゝび　一ゑゝ
一細ゝ　一ゑゝ
一大根香物　一強飯
一ゑゝ汁

陳中ニ不用物

一ゑび　一かふ
一小莫　一鰒
一塩辛　一こんゝ
一ふまゝ　一ゑゝ
一梨子　一かも
一瓜

年頭用物

一鱒　一鮭
一鯉　一ふか
一かまゝい　一いるか
一かつほ　一名吉
一鯛
一鱸
一ゑい
一いるか

一せのご　一かなへん
一かすみ　一ゑび
一あるびい　一ふり
一ぢい　一海月
一田螺　一つゑ
一あらう　一いもし
一こうら　一さい
一ゑ布　一そゑ
一根ぶり　一こち
一せり　一ゑまと
一たこ　一ゑまと
一里芋　一昆布
一金柑　一九条毋
一ゑり物　一せゝり
一ゑたゝ　一水菜
一竹　一ふ
一かつお　一ところ
一暦　一うゝん
一白鳥　一ぢい
一鶴　一小鳥

右之外依如何用ても品ゝ
床ゆハ松竹梅の花を立亀しゑ竜
亀虎ゆ表して大條と云其家ゆ
ゆ條ハ吉名ゆ和えゆ條亀しゆの
吉事四季法禮ゆしくさり

當流萬亀足寸法

師傳より常ゝ郷食恵七五三五ゝ三
五三ゝ等ゝ祝ゆ表金紙裏紅紙角
婚禮相盃之時ゆ表銀紙裏紅氏巾
色立後亀足ゆ立ゆ表色立紅
ゆのしゆ

當流亀足寸法

一 焼物亀足之事
長サ五寸幅二寸四分三ツ割水玉五ツ

一 蒲穂子亀足之事
長サ五寸一分上幅二寸一分下幅一寸七分

一 栄螺亀足之事
幅九分三ツ割水玉五ツ長三寸九分

一 辛螺亀足之事
長六寸上幅二寸二分下幅一寸七分

一 鳥亀足之事
長サ四寸二分幅一寸八分三ツ割水玉五ツ

一 貝蛇亀足之事
長サ四寸六分上幅一寸八分下幅一寸二分
三ツ割水玉五ツ

一 ツベタノ亀足之事
長一寸八分幅九分三ツ割水玉両エハ子出ス

一 鴨足革亀足之事
長九寸二ツ折幅二寸四分四ツ割水玉二ツ

一 蜻蛉亀足之事
長サ四寸五八幅九分三ツ割両エ羽出ル

一 校子亀足之事
長一寸八分四方ヒケ有

一 胡桃千鳥亀足之事
長四寸六分幅六分[illegible]

一 平打立
四寸二分四方又五寸四方

一 桔校高立
四寸二分四方四ツ折又五寸三分五分三モ

一 壺高立
同前

万食物喰合禁物

當流献方食物禁戒条〻

凡献立を思ふに其主君出生より疹脉心得〻る醫師と古實を能知る人と朝夕の膳部を調へ季毎の人と此三者の人寄合談合して調め月〻の月禁其時〻の去嫌を考へ其料理を調へ貴賤高下を分て献立の法を仕れば〻の野菜海藻ふ魚とこれ所の素性を考へ古実の人に尋ねて時ふさ魚の物も古例の法を考へ時ふ成〻ふ貴賤高下の者の事を考へ膳部仕る人に右の事の意を法て料理を仕立なるべきなり〻〻ふ〻〻が稼ふ世に禁戒月禁も立て〻て膳部の立一ツて朝夕の献立を書立部〻の膳書汲みに出し汲勤る人とふを窺ひ見る古実と

遠ふ知る料理人といひて料ハ数と漢理とふわるもの法て魚鳥野菜海藻ふを集て会席梅を分て料理と中〻人包丁の作法ハ時ハ三鳥五魚として鶴鴈雉子の三鳥と鯛鯉鱸亀王餘奥此五魚切を式ふ切るを包丁の作法と古よりハ中〻人の前ハ切ものを切ものを拵ふて色〻に切野菜海藻ふを五合条〻〻を料理と云ふ四角へきを〻〻

古法喰合ぬ品〻必病を作ふ

一 鯉と胡叔　一 蔓に田幸螺
一 海月ふ胡麻　一 かふ右根喰合ふ
一 鴈ふ黒大豆　一 うふぎとこべ
一 海松ふ八草入事忌　一 鷺ふ茄子忌
一 幸螺と菜喰合ふ　一 茄子と茗荷ふ
一 ふ豆と鮒喰合忌　一 芹とあさつ茎忌
一 鯖と丁子大と忌　一 梅と茯苓大と忌
一 昆布ふ茄子忌　一 茸草と中〻ふ忌
一 鯉と胡羅芙忌　一 兎と雲雀忌

一 酒後にくるみかし 密喰合あしく
忽ち積聚となる 一 鮒に竹の子草忽死
一 かしに生姜喰合忌 一 小豆に竹の子を忌
一 鯉に耳草ひしを 一 雉子ひしを忌 下血して忽死
一 粥に生姜霍乱を 一 鶏にきのこを忌
一 猪と鶏忌 一 兎に辛子三病を出す
一 猪に蕎麦三病出る 一 辛螺にこんにゃくを忌
一 ちつめくしこべを忌 一 いらこに竹のこを忌
一 胡麻に大蒜忌 一 わらびに蟹を忌
一 砂糖に竹の子を忌 一 ちさの実に蟹を忌
一 わらびに葛粉水茶を忌 一 枇杷に李仁を忌
一 猪に黄連に豆黄豆の類を忌
一 砂糖に蛍山のいも世話を忌
一 かるかに兎を合喰しん忌
一 雉に胡桃真腫 一 酒に入酒を飲鮮を忌 血体忽吐血
一 酒午の日雉子と合喰しん
忽典を吐出す
一 雉子と猪喰に出す 一 兎に生姜を忌
一 鶏にきす三病出る 一 鳩にちまこ喰合忌
一 鮒に竹の子鮒海老を忌
一 密にはげぎ大蒜きびに鮒を忌
一 鮒に海老雉子鶏を忌
一 兎に九年母 一 雉に李子を忌女大忌
一 鬼に生姜木海月かしに密柑にはこり
一 鶏に蕨餅かに桃玉子を忌
一 雉子に蕎麦にくるみ木海月にくるみ鮒
一 鮒に鹿猪を喰合忌しん
一 鴨に蛤木海月にくるみかしに桃の類忌
一 鰒に石いの鮒菊花甘草防風を忌
一 蟹に蕗につめ鴨鳥密柑を忌
一 海老に砂糖鶏密鹿猪
一 鮫にたでを喰ふ忌
一 銀杏のしに兎を喰ふ忌
一 鮒と喰豆の粉にくる忌
一 あゆの鮒を喰鹿猪を食事忌
一 雉子に鶏鹿菱門冬大毒
一 鮒に芹辛子砂糖喰合へしん
一 鯉に鶏志茂の葉に豆やちり喰合忌
一 九年毎喰ひんろしに入茶忌

一枇杷を喰素麺を忌
一棗を喰雉ひとも〻を忌
一兎汁を喰うん加わを忌
一雑子を喰くるみと鴨たわ忌
一鴨雀鶏玉子を喰すゝ密を忌
一やまゝに生のひとも〻忌
一ゐゞめの料理を喰桃を忌
一楢の汁を喰梅を忌
一牛肉を喰栗を忌
一かきの汁いりがきに鰒を忌
一かやをみそつゞを貝を喰茶を呑み忌
一西瓜を喰和中散と云薬大毒
一酒杯喰ふ枇杷をつめの喰右大忌
一鯉の鄭中雀を喰合忌
一かしくるみ加鞠かき総喰合忌
一あぶ〻餅小瓜喰合忌
一粥を喰泔の湯を呑へうに忌瓜
一鴨雑子の料理ハ香の豆いり豆忌
一麻汁のこハ小豆の料理忌
一栗餅ハ加〻枇喰合へうに

一きび餅ハ密を付喰魚〻に
一蕎麦切に雑子猪を喰合魚〻に
一鶏と一切のきものを喰合へうに
一ゐうたこ〻び忌
一あきぜうに酢を喰へうに大毒
一防風ハ松茸午茸椎茸嵐茸ハ
きのこの毒をたゝしの〻
一生姜ハ一切の魚毒をたゝしの〻
喰合へうに附毒〻加多し能く考ふへ
きなり

月禁条〻

四月に蓼生のゐ〻 梨子新の
狸 嵐茸 ハ〻

二月 蓼 大蒜 梨子 ハ〻多 鶏卵
兎 八〻し日に奥亀を喰魚〻に
庚寅の日に奥黄の花咲野菜喰
へ〻に 枇杷そゞけの酒を不通に
飲へ〻に

三月に唐茶の古き漬物に鯨の肉と奥

乃肉と麻に呉辛入る菜三方の料理に四菜に五菜を喰合へる
もし熟料理に忌

四月に 奥し鰤くるまき喰合面々に雑
子と鶏の辛喰合面々にいろこ
里の四菜に各五肴ある草乃
葉あへおひたし物に喰へる

五月に 山椒と小豆を煮る餅に加る
まゝ蒲桃梅桃忌鶏たぬき麻よ
かちくを云奥澤の湯水煮に鯉
に小豆喰合へる

六月に 小豆と青ぐるみ忌かかれた鴈
鴨喰面々に

七月に 蕎小豆ゝ忌ゆんさい忌きしゝ小
麦を忌茱萸に鴈かちくに寒秋
乃花に入る五日目に瓜とあさつき草
料理忌

八月に 芹に生姜小豆大蒜喰合面々に
胡麻こんにゃく小豆喰へる
雉子に麻猪喰合面々十月の

猪喰かちくを云魚喰合忌家
を業とする忌
九月に 瓜とあさつき生姜喰合忌
ろひ鮭忌雉子鶏に蟹麻に加
ち川魚忌

十月に 山椒小豆ゝ忌けぎかちく麻伐
喰合面々に霜のかゝる野菜
鶏の肉喰面々に

十一月に 野菜の生城ろびかゝる亀一切甲
のある物喰合面々に
漬物に何なり奥と川奥喰合面
々に忍大病を清乳

十二月に 山椒と小豆ゝ家のかゝる四菜この
ゝろ忌蟹亀かちく猪麻蕨
喰合忌

右一冊旦夕為勘弁献立組合オ
可考者也

水嶋卜也
之成

酌ハ侑也侑勧也勧食ヘ酒進ヘ酌斟ヘ把ヘ酷ソナヘ美食ヘ

酌酒配膳傳

配酌之式

一酌人乃事ハ一こゝ也ハ定也

初献三男二献公方ヘ初献を持参乃人ハ御相伴衆乃二男三献嬢子次第ニ賞翫也トヲ云

中にゝハ紋せゝ者一人ヘ諸家成

せゝ者ハ時ハ必其亭主役をつとむる

殿中ヘ摂家門跡大臣参賀乃時ハ殿上人乃内ゝ人ハ撰被定事ヘ

一配膳の人乃事ハ一こゝ也ハ定也

給仕トハ公家ノ事ニ――公方諸家ヘ成ぜゝ者ハ御調ヲ武家ニハ通ト云ナリ

御膳をハ其亭主二三乃御膳をも

子息或ハ内宮同職の人こゝ也ハ勤む

其余も此侍衆より文ゝ法もゝる之

殿中ヘ摂家門跡大臣参賀郷食應

の時ハ役参ゝ殿上人こゝを勤む然

（ゝ）御供衆ヘ惣ヘして其客乃位階ゝ者

酌倍膳の役を定ゝる乃方論也西方ハ公家

ゝ通乃者ハ定め限ハ律乃通ハ

勤ゝるを成む者ハ

一年長ゝ人膳を乳ゝ上ゝ――上臺の

膳をたのゝて左ゝ持前ゝ者ハ

ゝ通ゝ人ゝ

一膳を初ハ時ハ年ゝ者ハ一ゝ也ハ二人ハ

ありて左ゝへし

ゝ人ゝ此ハ定ゝ者ハ

一膳部乃奉行ハ饗膳の次第ハ

く物ゝこゝ也ハ西宮右律の名ゝして

混合ゝ者ハ

臣勅ゝ者ハ

ゝ者ハ

ゝ者ハ

一酌清膳の役出ゝ者ハ鳥帽子加ゝを

して茶花を生し細紙もちひて茶花と
内衣の襟の間へ入れ懐中すべし
扇子は茶と不及其時酌人必扇ぐを先
毎もって腰力をとりて酌法脱をとり
ひらく帛成儀なり

一 清膳礼客へ〳〵行れ初て食
の差を以用ゆる上よさし上て拭る
〳〵も色代なり異やしに又ある
て乳とひら〳〵拭膳の下より間半
分と先を又〳〵すること

一 銚子持や〳〵右手もって爪蔭の邊を持
左手もて折目の方に拭て必近て拭
る宜かしなるべし銚子を滴ぬ〳〵右手
を添へ先左手を初めの上へ掛て拭へし

一 扨子持や〳〵右手もて蔓の中程を拭左
手もて縁と底とを拭る〳〵又左手を
右手の方へ添へ〳〵も拭て銚子
扨子を色よ九膳を布右膳を三て跪く

一 銚子提子請取渡の方銚子を滴ぬ〳〵
左手にて滴ぬ〳〵柄を

氏ニ渡ス

七三膳ヘ大箱禮ニハ左ニ渡ス旨ヲ記シ給ヘ何

持〳〵又右手もて芝掛の方を拭左手
にて縁の底を拭て滴ぬ〳〵
扨子を滴ぬ〳〵右手もて蔓を拭
左手を底に添て口縁の方へ
滴ぬ〳〵清ぬ〳〵別義なし

一 酌人心得べきる事は盃の内へ
も底漏なるやうに左右の方へ拭へし
酒銚子のもるよさのこ盃の上を
く入るべし銚子の口を
りて酌人は新をとるよりまへ其
心得て酌すべきなり

他家へ出て酌する時
銚子をとる七郎へ拭ることを
なく秋すり下を
先出すべ〳〵ある
とて酌の方へ
もるべ何も時の方へ
清膳乃人御前へ出茶の時は酌
以酌の方へ
通へ〳〵茶拭子の後銚
拭子の居やうにて

多酌ノ時子アラバ親子ナ同名家ハ

して手拭を是し但し懐中紙を懐中すべし
内衣の襟の前へ入れ懐中紙を懐中すべし
扇子は袴に不及百姓町人は袴扇子を
あるもとして腰力をとりて酌法度をなす
ものなり 婚礼儀式

一 清膳礼容いろいろ行れ初めても食
の箸を八目より上へさしあげる
いろいろ色々に成り異やに又ある
とし乳とひろ〳〵拵膳の下へ間半
ひとえを又〳〵する

一 銚子持やう〳〵右手もて瓜蔕の這を持
左手もて折目の方へ延て拵
る但かしらを向へ流るなり〳〵右手
を添へ左手をおめの上へ掛て拵へ

一 提子持やう〳〵右手もて蔓の中程を拵左
手もて縁と底とを持へし又左手を
右手の方へ添へ〳〵拵る
拵るもよし左膝を布右膝を立て跪く

一 銚子提子請取渡の事 銚子を渡す時
右手にて渡す柄を

銚子提子ノ氏ニ並タルハ渡ス
左右トモニ横ヘ渡ヘシ大饗禮ニハ
提子左右ニ渡ス
持様皆タル法ハ
三ヘ又世何

持へ又右手もて芝掛の方を拵左手
に縁の底を拵て渡すもよし
拵るを渡すとき左手もて蔓を拵
左手を底に添て口の方へ
渡す請れやう〳〵別義なしなり

一 酌人心得べきこと 酌人は盃の内へ
も唐辛子やうに左右の方へ拵へ
酒銚子にて盃の上を
くゝ入るべし銚子口へ盃を
りて酌人は銚子をとる
心得て酌すべきなり

他家へ出て酌すること あらふ他人へ
銚子をとり〳〵も亭主は拵るをとる
なく称すべし 亭主
先出すべし 亭主
とて酌の主人
ちろく何も時の
清膳乃人御前へ出来の時は酌と
以酌の方面へ拵る面へ拵る後銚
面面〳〵 拵るの居やうにて

客人夫分ニ自身酌ノ時
次酌ハ父子アラハ
子役ヘ親子ナキ時ハ同名家
ノ子役ヘ

通よくきこえるように通る事

一引出物をとくるものは人〻に薬酒を一献宛
回礼のものを左のごとく献酒
以上引出物とあり　酒を垂れ流
禮をやぶり酒をとり事に成
るを以て座上より引立候目上に掛るもの
故酒盃〻に云詞なれ何ものるを事
ふと拵なり　品を事〻
とりて出る代り馬代座上へ引立る
人に一家身分ふと勤へし　客人の
位階よりして引出物持参の人数
を為る

一張楽式初るの三献の時に初献出し
終初献に呼ぶ所の献の内に張楽何曲
なるあるべし

一酒宴人数酒盃引渡を双方へ据膳
和酒左中一献右中一献まいる
加て又右中一献左中一献まい
らせ加て又右中一献献中一献まい

せ　右中一献左中一献まいる　右中一献左中一献まいる
加て又左中一献右中一献まいる
加て又右中一献左中一献まいる
まず中一献左中一献まいる
一左中一献右中一献まいる
中一献左中一献まいる
一献左中一献まいる
中一献左中一献まいる
中一献左中一献まいる
中

るも行り吾方ばかりも一つも作ることこまい一ぱとそんだるなり

一貴人（ハ三度まいりても吾ハ二度のうて むこひの盃ばかりて一度のもるも行り 先ハ少かるき事なり）

一盃指時同輩ハ右手ハ盃の下ハ左手ハ盃の上ハ左手

一取盃て呑時ハ中ハ皆三度ハ盃を呑るもよろしなり

一元服の酌加ハ引渡を親ハ（振親三度のうるハ指ハ三度ハ納るハ次ハ打帽を振ハ三度のうハ親ハ指親一度のうハ納るハ次ハ烏帽子を振親三度のうハ親ハ指子三度のうハ親ハ返し親一度のうハ納るなり）

一加ハ一献ハ二度 巻紙 献上ハ器義ハ二度まいりて三度目を加るなり

一本酌右ハ三時ハ次酌左ハ三ハ酌左ハ三時ハ次酌左ハ三なり

一婚礼の酌加ハ引渡を夫婦ハ振婦

三度のうハ夫ハ三度のうハ納るなり 次ハ打帽を振夫三度ハ婦ハ三度ハ納るなり 次に烏帽を振婦ハ三度のうハ夫ハ三度ハ納るなり

一本酌右ハ三時ハ次酌も右ハ三ハ酌左ハ三時ハ次酌も左ハ三なり 先を思ひ酌なり

一夫乃盃献婦ハ持ハ時ハ上ハ向ひ三ハ如の盃献夫ハ持ハ時ハ上ハ向ひ三ハ

一加ハ中ハ左ハ三ハ酌ハ左ハ三ハ酌ハ右ハ三ハ酌ハ右ハ三なり又三献目ハ未座の大給ハ いかるなり

式三献之次第

式三献ハ相手ムカヒタル時宜ニヨリ三ヶ又ハ七ヶ様躰ハ同前

一手懸乃厨中蛇乃事 客人着ハ 行り主人ハ礼儀ハ持出客人の前ハ据ハ中ハ左ハ三ハ右ハ三ハ出ハ左ハ三ハ

一瓶子の事 雁雁乃瓶子を一献ハ

まよ抱之為く持出雄瓶子ハ客乃
左雌瓶子ハ客乃右よ蝶の頭をと
ヨセて置なり

一銚子提子の事　両人のもく持出銚子
を男瓶子の方提子ハ女瓶子の方のを
くなり

一酒改る事　瓶子ハ没すみ方瓶子を
次よ銚子提子の没出て銚子提子を
てもやまよ之りて雌雄子の口を
仰て置其酒を提子ハ移し雄瓶子の
口ハ伏て雌瓶子の口の上伏てもく
其酒を提子よ移し提子ハ酒杯
銚子ハ雄　事すよ杯膳を据ると
其代客の前ち　据ものすく
瓶子ハ雄ものすく　ハ銚子して侍ち
一献ことにあるもるの式之男成
よハ初献ハ　何ものもるもの

引盃の事　持出客人の前よ据る之
一献ことに据ものるの式之引盃ハ中
打躬ハ右膳奠ハ左よ据也　略儀ハ

一献ニ度ニ据シテ銚子ハ中ニモアリ以別紙ヨリ得ヨル

也　据膳ハ左ニ

一居土器ハ肴ものる為度　たる時ハ必ずへし
土器ハ肴膳を据　持出膳の右乃方へ
引盃　公方下捨ものもて土器
一盃ハ客人ハ供元の内随分の人
出て例ものもの大形尚時ハ此土器よ下ル
据ものもの

一銚子のる客人の前よ　膳ハ人あるモ一
度為て加よ之提子ものもの式之合中せて加瓶子
の上すく注ものて提子ハ右へ退なり
一度よ之ものもて提子ハ右へ退て加る時ハ
酌ものて右へ出之右へ出て加る時ハ
次酌ハ左へ出て酌ハ左へ出て酌ハ右へ
出之着袴元服後移等ハ視式
乃時ハ先のもく之為ものもく　ハ酌
ものよ婚禮の時ハ過場ハ酌ものの
何度一献よ二度完加る事ハ式ものの
略儀ハ二度ものて三度目を加る之
打躬の事　右の方へ据之引盃ハ内

据膳ハ左ニ
一度ニ
二度ニ
一度ニ
雙方
マイル
ハ客人
右座ニ
ナリ

まゝに抱き並べて持出雄瓶子は客乃左雌瓶子は客乃右に蝶の頭を下にして置なり

一銚子提子の事両人のもとへ持出銚子を男瓶子の方提子は女瓶子の方のもとへなり

一酒改の事瓶子共に出すゝみ出て銚子提子をとりて下へ置なり次に銚子提子の口を出て銚子提子をとりて下へ置なり次に雌雄瓶子の口を仰て置其酒を提子に移し雄瓶子の口を仰なり雌瓶子の口の上伏て置其酒を提子より移し提子は酒盃を指て移し瓶子は盃を指て移す

三献三度ノ一据ワタシテ銚子出スヲモアリ以外ノ略式ナリ但シ時ニヨルヘキ

其後客の前へ持参して傳て下へ置瓶子は口を仰て傳て下へ置

一献ごとにあるものなるべし

よい初献なり何ものなるべし

引渡の事持出客人の前へ据る之

一献ごとに据渡る式之引渡は中打敷は右勝負は左へ据置し

引渡ノ据マカテ銚子ヲ出ス事三度マイフハ二度マハヘシ雙方同ヤウニマイル公三献共ニ客人ナシコレハ客人両人左右座ニ着セラルヽ時ノ事ナリ

据置よ上なる之

一居土器の事急度しなる時は必ずしも土器なれ共堂上据持出膳の右乃方へ引渡置し公方下拾ヲモ〳〵もて土器一盃になる也御供衆の内随分の人出て例なる之大形南向は此土器より我

一銚子の事客人の前へ陪膳人あるべし

一度目は加へ之提子お合中せて加瓶子の上へ注ぎて提子は下へ退なり

一度目は之なる事瓶左へ出て加る時は酌を右へ出て之なり加る時は左へ出て之なり酌は右へ出て酌は右へ出て之へ着座元服後移等共規式乃時は先の如く之なり婚禮の時は思陽と以て酌なり

何度一献は二度完加日事式なり略儀は二度三度目を加る之

一打敷の事右の方へ据之引渡時は内

舞台膳を持出上座の方に置引渡の膳台
ハせの方へ主人の膳台其後より据る
一酒の改やう酌加の事同しよう同
一腸煮の事左の方へ据る引渡る時ハ
ようにより如し
一酒の改やう酌加の事同しよう腸煮
を据酒を三度すゝめ申て退き又
あらゝ瓶子銚子抱て或次第より厨より入酒
膳乃後出て引渡の膳すう次第
一度より九ツ又一のみる
一置盃の事着袴元服なるもの時ハ初献
ゝ出る其外客人饗應の時ハ二献
目ハ時より初献し初献組合の盃に
ゝ第ゝ客人客人の時ハ二献
目より主人と盃なり御成の時高
主より盃を賜るなり其ゝに同
一盃臺之扱の事貴人の前ハ銚子を下に
置盃臺を両手にて取揚左手に持
銚子を右手に取客の前より持参し銚
子をもより盃臺を両手にて据銚子

下輩ハ盃カリ持テ有ル御盃ヲ下ニ置テモアルマキ中生ニ居ルヘキ程ノ人ハ盃ヲ持テ行テモアルマシキ中生モトカヘマカリ出ル時サカヅキヲワタシ間ヲ盃ヘシ

を取見合酒銚子をもつて家の前ゝ
ハ銚子を持なかゝ元ゝそれ相へきこと
一貴人の盃を下輩へ据ゑる時ハ盃を
銚子ゝ三ゝ同輩ハ如ゝ
持ち家の盃銚貴人へ
ハ盃銚銚子ゝ早く持なり
一貴人乃盃銚下輩へ給る時ハ三方をハ中
坐に置小角ゝに盃を据て持参
するゝ又ゝ持参する事
ゝ又ゝ伺なしハ三方を
よもゝ盃し伺て或代するもの
盃ゝ乃家の盃銚貴人
時ハ又ゝの三方に并て持参する
一加ゝ時も酌する時も相伴ハ次第
ゝ盃ゝ又ゝ
一酌ハ結ゝ大ハ始ゝ
ハ右ゝ加ゝ時も酌右ゝ立左ゝ
て加ゝ時も酌右ゝ立左ゝ
何方ゝ上ゝ結ハ後ハ如ゝ
ゝに挙止行儀なり

一 結と云ハ上中を後よりするをいふ左ハ右中く進とき左ハ右中く進よ
左ハ右を後よりして上中を後より
なり一に中中まるとも酒盃一始終の
酌りすることいふハ初よりあるなり
一 臺の盃の事ちかくちかくハ銚子を
ちに置えんをを指事一立帰り
て銚子をを酌よ行へし夢盃の臺ハ
てしと一ハよ指事もへ
一 酌配膳の人ハ酒行通にてハ坐ら
指きをを実盃一いるも通の作
なり

畧儀之酌酒

一 坐敷よ盃ハ有る客人上輩なるハ
客人のうく置て置下賞なるハ主人の
方ハ賞て盃一回客の時ハ少客人の
方ハ賞て盃一夜ハ賞歌と獨基乃
ちく命盃へし
一 酌配膳ハ燈火
よハ行へし
一 盃持参乃る銚子を指出ちて銚主

人ハ指を除 寛ひ中中まりて盃臺を
ちを銚子をとり後ハ三度迫き跪又下
中く平らひて歩ミ三度の式代を牛ひ
持参するあり甲もあきハ又ちく
るあり及指て者人く持参へし
乃紫なれハ中中よ加あるハ
指りう盃へし
一 酌加の事規式の時ハかるハ加者へ
一 畧儀ハかるとき客ハ加ハ
客ハ一乱酒の時ハ加ハ
銚子ををを用ひ
一 献ちの時ハ打取撤食筋ハ下膳をも
出盃一献の盃をはらひ出へし
中ちあ者時ハ七献もハ献も望者乃
盃二度ハ三度よ一献完ハの者献
取酒ちう一献の四りもるくき時ハ
二種も三種も有盃一二人の事をを
計ひ出るり所要なり
一 折三合出る事精進を前よ奥献を
後よ出れ盃ハ献ハ盃上者の左の上よ

折足二貫人
一方八合四百ミリ
二三八上中く十六ハシ

箸ハ蓋ニ置キリ

精を右の下に奥形を並べ前に物及打精をおゝ饅頭奥形のハ中串ニ後幾色切りいかも精を奥形を出ハ出て出へし床まれたる打ち拵を言まの打をもちやおけかれよ拵るる床のまし始終もよ打二合記ける亜一臺物も又此乃ちゝ〳〵まさく ちゝる者上さく物ちへゝる

一同上さよ打食籠物体亜ものゝ し客人主人の位躾をもちひ貴人乃方へ数多置へし同輩の時ハ客人の方へ亜へしちとくハ五寸なゝハ三寸ハ客人へ近く置亜

食籠上ニ小角ニ箸ヲ刺シテ アイタ下ニ置ク角ヲトリ箸ヲスキテ石ニ持フククアケ箸ヲ置小角ヲ置ケリ又客人拵ヲ蓋ヲ中ヘ取ノ時ハヲタカヤウノ時ハヲタ上さく流て出なゝ其時ハ蓋を仰てヲアラクケ〳〵フククソノマヽ置時ハ小主人の方ハちさの方ハ亜亜一地を角ハリ〳〵リテ帰ヘ蓋ハ下ニ置ノ方ニヨリ〳〵此乃ふくハ伏て亜るも苦し加ハル時ハフクノ上ニ箸家のへて持参ちゝハ家ともよ申し

一食籠物成程ニテハククリ出ス箸ヲ鏡掛ニ据ル出箸ヲ置鏡掛ヲトル心ヘシ

未麻ハて家ともう上さく出ちなゝ

一引物有の事三方或ハ皇折ハ盛て客人へ据る鯛ハ持ハ行引ちう打食籠の拵物も此のちゝ

一献ゝの時引者するゝ客人相伴ゑゝ人数の時ハ打伴人未一献ハ亜ちゝ瓶子のめ〳〵さる内ハ上さく出亜一各吞果出ち時ハ上さ延亜て忠一但客人多時ハ銚子も数を出すへし

一取拵出事一ツ据ちゝ拵ハ五据又ハ拵五据二据ハ三据ト出ヘシ

出度勿論ゝ又ハ初を亜て物も時亜ちもあかひ形へし

一冷物出事酒宴盛ハなゝて出ちものゝ持出客人のまに置ちゝ又人ハちゝて持参ちゝ亜ちゝ並ハ挟ゝまて〳〵する物時亜ちゝ亜ちゝ拵ハ客人酒宴盛ハなゝて長さの時ハ人の仮のちゝく酒を出ちゝ亜ちゝ物を入ちゝて亜ちゝ物の

セコヲ入ル皮赤塗ニモ限ルカラス乱酒ナトノ時ハセコヲ銚子御ナ家ヘモ皮

ニヨリ…イリ仮
支モアルベシ中
座ヘ奈良時
モ盃ヲ臺ニ
スエルモ天ハアル
マシキヘ午ニ
持テ行ナリ

時ハ勢子を勢人入盃ー盃を飛ま
の海の上まあき指事ー一人呑てより
ほまおなうなり瓶よりと出るなりかく
盃をロの上ま盃ー盃の或代
受ける時ハ勢よ海とて勢人呑
を見てあるうひ賞翫よ指盃ー

一 月見花見の酒の事月花を居
端さるやーよ四球分盃ー

一 射鳥の酒のこと大前と的場の事を
あて弦へしかりまと後よすへこの
うれ騎射の時もそれたくふしし

一 鞠庭乃酒の事 紙よ盃臺を持て
南面の本と貴人の方へむひ畏へし
軒と本との間を通盃ーれ砂の敬さ
ふやーよ三度ちへし蘭の中あよ
をちくく

一 夜居の酒の事主人と客を後ち
あさくるやくに盃ーすへし客面の
本の例くようて酒をするもう忘
まも客の後を通盃ーれ

一 中直乃酒ハ盃二ツ肴二ツ左右
方ようふうふうふり

一 猿引よ酒を飲ちるるもうこひれ
指出勢のようう行まて酒をれる
盃ー盃を飛ちるうへれ

一 場乃酒の事場の座と毋よて把
へし場中もるへし場中酒な
くなり碁ろ射ハ場をとる碁ろ
夏ちかるしすわよ盃へー

一 酒宴の事いすしへハ中盃ーて一せ
静よ無をもやし指球乱ち甚
志ハいまやくよ讽ひ或ハ詩を賦し
歌ハ謡ーなと拍もうき風情
ふるを近代よ古裏ふすきめ
猿楽乃囃もさいくーせの行り
さ自三番やくハ三番ーて故實ハ行
らむ人ハ嘲のへきめさるへー

七五三之次第

一 膳ハ据るる事膳ハ中二膳ハ
右三膳ハ左各膳を立すもかるを隔

て居るなり

一 湯を出すに金色御亭にすえ持出し
又合湯を引合色を揃へ入へし上
古式湯を出するなり然も洗
物を食よ使ひなき近代湯を引
一 再進乃食鉢金色持参し一ツ宛
畏る方形器を出し又合揃へ入色
一 置盃の事初と二ヨかけて据るなり
五ツ目七ツ目の時も前の膳より引
なり又七ツ目の時い盃盞の
七六の膳より引次よ盃を置るもあり
一 右肴めたるの事なり三ヨかけて
据るなり五ツ目七ツ目乃はいあの膳
引替へし
一 酒子の事吉や二に膳又合持参し
盃し三献の式なるなし
一 初献れ酒者の事初膳と引
なるなり据たるの膳と引
同よ盃なり
一 次の酒者の事初献のごとく引

替なり
一 臺乃盃乃事置盃と引替也
一 押の事の事客の右の方者の盃
よ角盃乃ものの方へ据る之著い客
人乃方に置盃し
一 酒子の事盃に同し時宜よ三献
此時盃乃事なり三献の式よ准へし
一 膳ごとやの事先押者次よ盃
臺次よ酒者但居器を出て引なり
次よ湯汁なり湯汁ない初膳
二三の膳を引なり但公方家ハ
ハ吉の膳より揃へ引なり
一 菓子の事指出者の膳のごとく据て
菓子出へし
一 茶の事左手よ臺を持右手を者の
なりつまと天目の半服よ酒持参し
進する時ハ右手を者にかけて出すなり
為天目なり清とる人なりハ例乃
指為き事なるなり清とき物なり
出すなり

一七月盂蘭盆の事　本二三の膳い如常四
二の側五い三の脇六い本二の向七八本三の
向よ据るなり
一五月盂蘭乃事　本二三の膳常のごと〳〵
四本二の向五本三の向よ据る〳〵

客法之陪膳

一膳据や〳〵ゆる四面の客ゑ〳〵ハ本膳を
据て客の左よせる立三の猪を据て本膳
よ据せる立三の猪を据ても又本膳
よ向ひ立ち又左右の座ハ〳〵各上中
よむひ立へ〳〵但客の居や〳〵ハ〳〵て
ちせよむひ立もわ若尼を未ゆく
ゆりしを本膳を据ゆ条の時ハ皆上中に
晩又今て客のあに据る〳〵四客の膳
をハ据ゆ膳ゆりせよ陽てあれへ〳〵
一正客二人左右の中に尼客〳〵ゆ時ハ二ゆ本
膳を据ゆ又客一同よ据左ゆの客ゆ客
立一ゆ右ゆ盃〳〵客の座ゆ盃ゆ客
一ゆ二ゆ衛懸よ据ゆ〳〵
一膳ゆ据ゆ左猪ゆ客ゆ実食けのかゆ客ゆ

左ノ膳ヲ突ク
膳ヲツキサマニ
膳ヲ下ニヲク

押入ゆ品をして立ゆ〳〵〳〵出改入新前迄
ゆ立ゆ立ゆ羽ゆ
一引物のゆ ひゆ〳〵ゆ焼ゆ彩甚ゆを三方
或ハ器ゆ据ゆ出ゆ時ハ本ゆの向ゆ
引二を向〳〵ハ ゆ四目のゆ〳〵左ゆ
引ゆ〳〵又内〳〵二の膳まて出ゆ時ハ三の
ゆ〳〵引ゆ〳〵ゆ〳〵ゆ打食菜のゆ郷の
物ゆ物ゆゆのゆ立ゆ立ゆを立ゆを
盛て ゆを添ゆ〳〵ゆ〳〵ゆ引物と
〳〵の物ハ出ゆ立ゆ本ゆの方よ立ゆ
ゆ〳〵ゆ立ゆ立ゆ〳〵ゆを物ゆの
ゆ奥ゆゆハ右ゆ立ゆる〳〵ゆ〳〵ゆ
左右を定て混合せゆ〳〵ゆ〳〵ゆ
引へ〳〵
一引冷汁の事右ゆ据ゆ夢ゆ
左ゆよ箸を据ゆ時箸を右の大指
ゆて挽ゆの夢よ持添ゆ
一飯の再進の事　飯鉢を据ゆ出ゆ
蓋を〳〵を据ゆを洗よ入据ゆ〳〵上ゆ立て
し赤左ゆの立ゆ左ゆを実右ゆ

椀をこれ左手にもち盛て右手を添て
手をそろへ手人へ左に椀を出て右手を突左手
出かゝり左右の方にくいつまも下
せの方より御を立へし

膳部木具十六八寸法折敷三八寸法盃十り

一 汁を易るゝ三方或いは片みゝ
膳部を出椀を出すかゝるを見退き
蓋をして相出ふるを見まゝ七蓋を
御前より立直し又御前のふるをそら
れ御ゆう蓋をしてお蓋ばりゝ
四つも蓋も臺より拵なゝ
膳るゝもゝ直し

一 引盃のゝ或の膳よりそゝへ初へし
を代ゝ三の膳より引盃するもみゝへし

一 銚子のゝまつよりもなり内と引て或
ハかゝるもくるもゝるゝなゝ

一 酒者のゝ前ゝ同し代ハ三の膳
と引盃するもゝ酒者何度出ハもも
拵盃勿論なり

一 臺盃押臺を出ゝ或の膳小准初へし

但客多人数の時ハ中ゝ飾ゝ
ゝ同ゝ客人ゝ客人ゝ
客人ゝ亭主の
盃をハ別ゝ置盃を出ハへし臺
ハ用へゝ

納ニ酌 貴人ノ方ノ人持テ立同酌ニ又人夏モアルヘシ

納ヨーアラハ立ナリ盃ヲ 向ナラハ伺ヒタル 納ル人先今一献ハ伺ヒヨキナリ常ニ盃ヲ

一 献ゝの時ハ一中の
ゝ人ゝ
しまくの臺盃を用へし

膳ラアル時ハ少置遠フコロヘニ號膳ヲ引出スヤウニシテ右ノ方ヘヒラキ膳ヲ立カノ小尾ヲ手ニツカヒシテ立ヘシ

一 膳あけゝの或の
盃を引物をハ
て後本二三の
引盃をするゝ
ひき本膳ハゝ

一 菓子茶の或の膳ゝ
人へハ縁高ゝ入三方
お酒ハ縁高又ハ盃ゝ
器物ハ一ゝ
ゝ
ゝ
凡乃色丁の
ゝ

大ふくれはをむく色一割やく瓜方
方のよるへ
一同盛れ瓜を六皮をむき横よりてををく
一少人へ中割てはいするもよへし
一土用色ての瓜ハ中人(八年)ゝ瓜ゝ
ゝなり若はいるもあるハ割て
絶へきなり
一同色丁ゝるる時ハ小人ゝもあるを作ひ小刀
を改右膝を立ゝ刀を伺てはを
六ツ半にむき上を一切ゝて試切ゝ
人の前より行刀ゝ作ひ切
ゝるすなり
一梨子色丁のるゝ時ハ皮をむき校を除し
二ツよ切校ゝ刀を立四ツよ割頭の方
と校のをゝを切るをて少あて
一柿色丁ゝるる柿ハ角ゝを少甚
ゝ刀を立むき二ツよ割節をゝ
柿刀をあてゝをゝ軍陣の柿ハ皆
みへし方柿ハ二ツよ割角ゝを切甲
ゝ刀をゝてむき節をゝ柿刀を

一ゝをあへ汁者を出一酒ををもる
るあゝハ盛を振て後出を切但し
多人立へき氣をなゝいゝ出をを
少し後よ膳を振るゝ
一鳥の鳥を出するゝ焼を作て絶
柳よ振て出又三方品ゝよ盛て引ゝ
と略法ハ行へきあいつまゝ仁
柳ゝて詞を作ひ出へ

義氏麺之陪膳

一湯葉の事湯桶を振て次小湯を
引なり
一茶乃事式の時ハ臺天目之器義ハ
天目を引次よ湯瓶ハ茶義を添
持出湯をゝき茶をゝて出ゝ一
寺院ハ中ハ喝食乃役ゝ
一義氏の事客の方ハ振次よけを引
三義まて出すハもゝ一膳具
方ハ調引ゝるゝ武なゝ器義
ゝハ義氏ゝを振ゝるゝ

一饅頭の事 饅頭の後を振て次よげを引
けハ饅頭の蓋土器より引直し

一素麺の事 小打出ハ入振ゆるゆる無
腰見ゆるゆる引直すゆるゆる勿論振ゆるゆる
ハ酢菜の皿を左へよせて右へ小打出
直饅頭の器をそ直直し

一温飩の事 振やゝ大形まゝ同し汁
と同前なり

一酒肴のゆゝ二の膳のゆゝ振ゆゝよ器を出
し酒を進むるゆゝ又温飩の膳引終るゆゝ
もあるべし

一献〻肴の時養を出るゆゝ右の肴
あるべし一献ごとに酒肴を出し銚子
を出べし

献方七冊之書

富流献方口傳書 一

一芳飯此字を書時ハ干鱈干鯛煎海
鼠鯉節ホゝ奥彩ホゝ盛時ハ此書法飯
此ホの時ハ精ホの干物そ盛飯の上よ直
餅物精をの時青苔串付ここへあつな
胡桃かんひやゝ椎茸生栗引瓜神馬草
乃彩を献也 奥類の時ゝ花鰹干鯛干
鱈其外諸魚の干物を削置食の上ゆ
ゆ物を直時よ長ハ竹ハ齊夏竹の子秋し
椎茸松茸みゝハ栗苔ゆゝいゝあを細ゝ
割其色と味の事ゆやゝにあゝて食の上に
直や時の物を喰人の方へあをへし次汁
よし其時ゝの物を浮形よ切る菜数ハ
不定汁の身ゆに出ゆゆゆゆ食
上よゝける

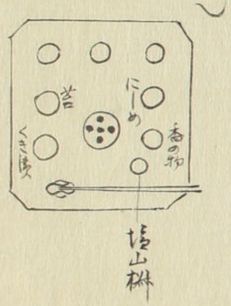

一白粥式法出家方（出ちハ間の土器より四を盛輪
る据る）汁ハ三斗の土器右ほうそうより干瓜中に
大根香物左のほうそうより胡广塩右のほうずより岩
茸左のほうずより梅干なり菜ハ何も大重
土器〻輪ゟ据るや法事作善ハ祈禱抔の
時式ゟ出る〻

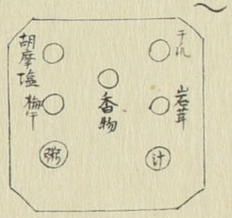

一三月三日乃草餅面〻に膳部仕立ル式法ハ前に
間乃土器ゟ草餅十二右ほうそうより花盤中に鱈子
左のほうそうより削物又ハ香物〻菜ハ何も三斗
又ハ大重〻何も輪有ル〻
一五月五日ゟハ前ゟ粽を切て七ツ宛間の土器ゟ
盛右のほうそう鰹ゟ中ゟ塩左のほうそう香物
何も三斗又ハ大重ゟも盛ル〻輪ゟ
据るや
一重陽ハ前ゟ如く赤飯間の土器ゟ盛輪ゟ
据る右ほうそうより削物中ゟ胡广塩左ほうそう前に
香物何ゟ大重ゟ器ゟ盛輪に据る〻此ハ
膳部仕ル時ハ土器ゟ盛事式ゟ三方
に盛出す品ハ五節句餅〻面〻氏ハ正月七日
の粥七夕素麺を出ス時ハ式法ハ中例式ゟ何ゟ
一糯を出ス時ハ式法土器〻間の土器ゟ中を二ツ
盛〻水ハ跡ゟ出る向菜ハ塩香乃物〻糯の
法ゟ有ゟ出ス時ハ向の右のほうそうより鮎
乃白乾又ハかしすゝゟ組付出ス時も
有ル時ハ糯の時白干喰へ〻ル此菜ゟ大
重〻輪ゟ据る〻
一祝言三ツ目ゟ鯛を吳鳥生鮭生鮭生鱒
貝鮑口傳帰鳳鳩〻年吳も塩引ハ不苦
平目王餘吳ゟ比目ゟ鯉ゟ鶴ゟ一ツ用ハ
雉ゟ鴨朝鯉酢海月梅干抔ゟ
一喰初の祝ゟ初献引渡二献目三粉載の餅向
菜粥ゟ梅干〻三献鱈の吸物向菜海老付
盛ル此ゟ鯛ゟ祝もゝ
一神ゟ〻ゟ吳ゟ鯛ゟ新ゟ〻ゟ小ゟ本の菜ゟ
松の葉ゟを敷ル法〻又相の葉ゟ無ハ
盛也

一　初鰹のけぶ、本海月青葉を必つるゐうこれ
もりうのゐうこと

一　鶏の鶏の焼名ハ頭より喰初るもの〳〵引り何
も〳〵燒名喰ハ箸を下に不置左の鉢懸ま
ゝ〳〵を持添名ハ右指先撮喰物なり
雉子雲雀鳴小鴨の燒名も同事〳〵

一　日本の土器の初ハ人皇の最初神武天皇の
ち初の逆応伐ゐ給ふ時然のゆゑて天の平瓦
を作り給ひ百とりの机の上ゑ並〳〵神と祭
ゐるもいつりこれ土器の初〳〵平瓦ハ後世の
土器のこ〳〵ちをゝぶんゐる物〳〵その後南
世の土器ハ賀陽親王作〳〵給ふもいつり其中ゑ
親玄細工ゑ妙を作ゐるもいつり其中ゑ
て深草の土器を作りて方角ゑて
かり〳〵けとはいとす土器（ドキ）といふ名り土器
を三中五中ゐ〳〵いふるのゆゑ
と傳ゐ〳〵

一　酒ハ漢土ゑハ列石（リツセキ）といふ人初て作初ひと〳〵
り酒の初〳〵ゐる者ハ杞子をれゑ初て神を
祭〳〵もの〳〵其後醴を列石作り初ひと
〳〵けとハ〳〵宵作り也て明の日井戸を作り
神〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵その事酒のこ〳〵これを神
酒ゑ用ゑ後世ゑ入て今の酒神〳〵

一　神前ゑ作るゑハ今の饒餅〳〵米と流米を
ゐとゐ〳〵ゐ〳〵作ゐ〳〵

一　杯食器ハ初ハ杯粕ゑ九くも作粗形ゑも
曲〳〵ゐ〳〵杯とゐ〳〵ハ四角ゑも方角ゑハ角
ゐとゐ流〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ記〳〵食器ハ小鉢
鉢ゐ盛時ハ其の食器ハ竜と云ハ二色盛〳〵ゐ
食器ハ草の食器ハ竜と云ハ二色盛〳〵ゐ
ゐ盛ゐ〳〵食器ハ〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ

一 文明の雄文八禁中の供御ハ申ハ[illegible]
野ハ太和ハ[illegible]これ昔より禁裏の御膳ハ
[illegible]の人[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

食物ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　餅高に菓子盛物右の通人より山の物九
乃ゐ人より野の物右の前より里の物右の
内に海藻を盛と心得申し本式菓
子といふ五菓と云て栗柿梨桃梨
所に依国国より之を出ひ申こと菓子
添りて其ほか多き之れを南蛮菓子
と云盛数十二種九種七種五種三品
菓子と云時之より柿栗梨
くるみ　ゑみ　密柑　柚子九子母
の品へい前に餅饅頭羊羹白砂糖

みそ　ゆ　ゆみ　ゆかん　ゆ　ゆ　ゆ

凡のてゝ四三よはをむゝゝ見極しを初を
軍之軍り極をゝゝられへ(ほ名版軍)

一鉢七五三の菓を盛時方形よ盛中形小盛
といふなり みちゝゝといふ事
三分又ハ五寸一分上の径二寸四分又ハ二寸三分
下の径三寸一分二寸九分へ小形といふ事
三寸八分上の径一寸九分下の径二寸七分)

一七五三の食高盛よ大なる時い椀の高さ四
寸三分上の径二寸一分下の径三寸八分の椀
乃中へ(なをゝ人盛ゝ)ゝ 同七五三の
湯漬会ゝ盛土器ハ指渡四寸五分よりなる
かゝ和ゝ略義ハ皆西ゝ之意ゝ花のてゝ
六寸二分の土器ゝ陽注盛時ハ椀と意
渡五寸高ゝ二寸五分なり

一貝盛の椀長さ四寸巻ゝ幅三寸五分
いゝ二寸ゝ四ゝ巻ゝ盛よ指鮑ゝを尾鮑
巻ゝといふなり

一三宝螺栄螺の輪径三寸三分高一寸八分
又二寸ゝ四ゝ但山栄螺螺ハ椀よ大意よ
指巻ゝ指ゝ

一指鮫高ゝ指渡四寸三分四方表金箔
裏紅紙(表一分程ゝ小縁ゝ出すなり
裏おもゝみゝ)ゝ ゝれハ四寸四分
仲ゝ三ゝ(ゝ事)折ゝ三ゝ四寸三分
四ゝ角ゝ角を折ゝこれハ角ゝ折ゝ

一二重又ハ懸膳のいゝ色ゝ色ゝ
おゝ色ゝ色ゝ裏紅帝表銀箔ゝ
帝ゝみゝ

一ゝ盛ゝ五ゝ名目ゝ花盛ゝ云ハ敷乃
ゝゝ盛ゝ五ゝ名目ゝ花盛ゝ
ゝず巻ゝ山道ゝ縄目盛ゝ
ゝ盛ゝ巻ゝ牛ゝ
ハゝ切ゝ盛中ゝ
盛ゝ
ゝ
盛ハ
ゝ
ゝ
切〇今ゝ

[illegible]八角[illegible]井戸
甚上へかくるとうあ(文)と鍋子鍋を
伺ひて翻しあつて合(はめ)ても
[illegible]
[illegible]みゝ刻鍋をのうよ
て[illegible]ひ[illegible]ゆ[illegible]
一
むりの鍋[illegible]今の[illegible]
[illegible]むりゝ[illegible]
あり[illegible]
[illegible]
[illegible]

自余の部も此に準ずべし　抽出を縁取るべし
なるべし　神と同る　氏日の部　百神
捆へ　けやの掛鋼を　皆を　焼物の　ちく
主人　くなる　天皇　氏の　氏の　辨
天皇　氏の　着属　氏の　氏の　辨
を　三　の　り　帰陣　行　て　行　の　ゆ　と　と
（　此　後　也）

一　鹿丁刀の柄長さ三寸九分　式堂の柄
柄卸　もと　包紙の　薄　を　裏　打　男結よ
三所　結端　を　切　結　表　一　重　よ
二つ　の　狙　箭　も　れ　ら　れ　て　一尺　寸　一尺　寸
分　一　二　寸　も　ら　ん　細　よ　形　と　為　て　て　八　九
分　と　り　も　て　張　り　式　堂　と　い　鶴　鷹
雉子　鋼　二　鯉　并　鮒　鹿　丁　王　篠　魚　鮒　堂
鯉　く　の　ち　く　の　物　を　切　時　の
一　法　鯉　の　く　称　る　時　い　目　を　紙　て　張　尾　と
包　の　り　板　の　上　て　て　る　こ　尾　を　切　る　か
り　か　や　く　の　る　鮒　る　を　尾　丁　人　の　秘　の
左　寅　と　こ　の　り
一　人　の　兼　地　を　中　ち　こ　時　み　い　双　る　く　寅　を

中　者　も　の　よ　出　こ　面　こ　の　寅　て　例　て
ま　を　と　か　て　ま　も　双　る　う　撰　こ　流　子
と　の　く　る　て　を　ま　よ　う　ま　い　や　く　に　ま
る　す　を　嘶　ふ　る　て　こ　て　る　る　る　る　る　る
一　雉　子　の　く　る　と　こ　首　の　首　み　う　小　げ
と　も　こ　鯉　関　と　い　鳥　の　胸　の　内　な　う　も　つ　な　れ　と
る　の　羽　こ　よ　仕　る　る　形　い　ゆ　て　自　ず　と　い
胸　の　平　骨　な　う　て　る　ま　ち　る　て　活　の　肩　骨
乃　流　こ　者　雑　子　の　名　所　こ
一　藻　分　塩　分　と　こ　板　の　上　て　も　こ　に　流　を
藻　分　と　こ　包　丁　て　て　鼻　を　包　て　る　る　こ
塩　る　と　鹿　丁　て　て　板　付　て　る　る　こ　の　こ
き　と　こ　に　鹿　を　切　き　包　丁　て　雁　を
拭　ふ　羽　る　う　鹿　る　の　る　い　胸　を　ち　し
胸　を　と　て　て　て　式　う　上　の　る　真　し　右
の　る　よ　鯉　る　う　首　い　左　る　う　常　の　形　を
下　の　る　よ　鯉　や　射　る　や　る　目　を　出　孤　し　て
寅　の　る　の　に　く　る　る　る　る　る　る　る　る　る　る

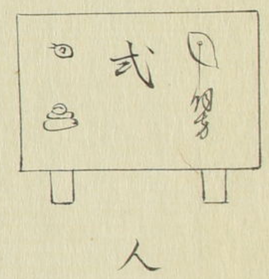

一鯉の三角形の判形と云ふ尾先の肉の方を切きん盛と云ふ此式にはいろいろ形やはのつそいろ〳〵四つ方と云ふとも品方にはめも盛ちり四ツ方に成ちり

一鶴の花鱠は天武天皇芳野山よりくだ給ひ時所の名鶴を捕ものとて給ふ其行形を倍御ゆ給て給ふ川(放時忌る鱠を切ものとて)是践祚の御祝ものとて首達よ鶴形切方の事なり

一鯉の肉形の判形と云ふ尾形の方と鯉一ツを砂糖の鱠を以て肉形よりめ盛ちり砂糖の鱠を右板の鱠とも云ふ鯉を切ものとこれを右板

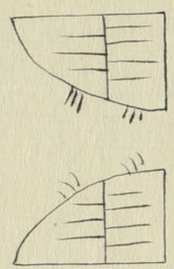

右板の鱠とも云ふ鯉を切ものとこれを中ほど二ツよ切法のまゝ尾先の方と盛ものとて切ちり鯉一ツを男女盛と鯉尾の鯉を夢て盛板に頭と尾と盛ものとこれ喰料の時ちり肉形よりは右は生姜ちり鯉一ツ盛て肉形鯉尾二人分盛する時は頭も二ツ盛刻尾を二ツに刻て盛とんぶ盛

一膳部は梅を用ゐる酒は食ものとも盛ものきくの花梅を入れ酒出る生姜は酒の味を能なるよ又梅は毒消の心生姜は膳部の不浄を去て活るんちり

一天竺乃無樂代く子細のるり行夫婦の子の身を投て男の妻は雑ると成女乃雲は鯉と成られ(ち)て春盛ちり

雑子の煮つゝを掛る鍋をやて雑子の
煮とやたるのみ二ツか雑子雑を祝ス
月なるゆゑ伊勢其時代ゝ伊勢
喰物ハ男女ともよ生れぬる日より
て百日目より當年日之月数ハ西ヶ月すて
百日目ゆゑこれを著初の祝とも
ゝ流家ゆゑして男百十日女百廿日
男ハ百日目ハ世俗
能之市場にて餅西買ハ西ヶ
ちゑ之盛出ちゑ又ハ之ゆゑ草改
西ゆゑして之盛ゆゑ先を歯固ちゑ
ちゑ白餅ゆゑ
ちゑ餅ハ代物ゆゑ
くゝ之の祝とれを
年神たゝ餅を
ゝ打西ゆゑ西ハ
男ハ西ゆゑ打二合之
ゝ餅の改ハ
餅の上ゆゑ
ハ米の形黄ハ白一形青ハ柚の形黄

一

ハ胡麻ハ小豆の形ゆゑ
打二合ゆゑ盛時ハ西ゆゑ
ゆゑこの餅を二献ゝ
ハ之ゆゑ
形出七献目腹蔵これを
又打二合ゆゑ
二献の時二合の打三献
ゆゑ餅と形蔵

一

小児喰ハ
ゝ西合ゆゑ
西第も何程も皆
後ゆゑ上ゆゑ
ゝ形ゆゑ
大内ゆゑ
三ゆゑの内に備蓬白散度疇敬ゝて三種の
西第を天子ゆゑ時十第ゆゑ内乃
女ハ
初ゆゑ

一

献建の書様切式ハ
總二ハ二三ハ三ゝの

のあるをも去るべし　かゝる世に男女とて
紙を絶えて用ゐるとぞ

一　献建と書はいかゞ式は醫師し古賢の
人と膳部と此三学集して認るもの
醫師は食物の業をゆ古賢者古法
をたゞし時をたゞし四あを兼用して法を
定膳部は古法を以て法をたゞしてすべし

一　精を退の時むりい初献は鮒十二盛て
出す二献はとしてとゝ川魚三十三出す三献
小年魚を長き三寸二分より切七十三盛て出
す有あいをあるこれ
鄭玄云ふ出るとゝ
移りもこれ法なり

一　伸手く伸手長膳のるゝ如く小食の
上ゝ出る仮蟹をを箸のゝ小石附菓の
るゝ付て菓もう二三付二ツ菓六三ゝ
十二菓三ツ会回け十六菓土器
る立ゆ也ゝ竜芝ゝ
ゝ自しはゝ居の閑用佛の
ゝ角ゝ閑用佛ゝ

考と語るべし

當流献方口傳書　五

一　饗膳乃四隅小糸あて松茸極彩を作て
立ふるゝを心菓と云ふ
ゝむりの初ゝ義物と云ふ奥島のる
をゆなり

一　肉裏あて膳のるを初豆の煮も福生
菓ゝ出るゝ
ゝ又味ゝ
ゝ
ゝ膳と云
ゝ奥彩のゝ物ゝ膳と云

一　松茸椎茸ゝ
ゝ物理
ゝ
ゝ防風
を膳ゝ入ゝ此理
毒と云ゝ
ゝ防風ゝ本の
膳と云ふ奥彩精を物海藻ゝ
細ゝ刻切を云ゝ切を斬と

いかなるものまでもすべて膳にもなるし鱠は
思し當流の四形の膳膳部は新の
形なり

一 嫁帳始めの祝儀は四天王の四の四天王
（餘一寸上に出る）の物をもって始めるなり
これを物いくきの餅とてあるなり
よって第四をもって右に成べし酒肴数
乃小腰をもって第一も始めるなり

一 天児作るなる時新を作るは食は
四十五歳より上は服上より下服なり
朝（間の五歳）第は六重五歳なるなり小
海月高さ九の（ほど）梅ってこれ第一上歳
言葉なり見をもって三形なるよりと云神代伊
勢諸伊勢冊の二神海路の國を産給
形なるとして五歳より始め
伊神（神宮なる時は三歳と云なるなり
当流の流例なり見を御酒なる引
つ申なり

ちなみに振神のあるは中なる
内裏内の清涼殿御酒なり

一 鶴の花形とされ形をなんぞを包みの上に蝶
形をなるなく蝶をも形と云なり錦中間し
なるなり 鶴の蝶なる時を口角小世なる
似えれなりこれ質を用ゆる法なり 佛
神（宮なる）質を用なるなり

一 鶴の折なるに付る蝶い紙を四角小なる形
人まく出なるなくよみを用る法なり 久
修しいなるれなり

一 四月元日の鶴なるは松の葉なる葉
裏白葉かしを鶴なる鶴なる鶴なる田雲
折なるよ松なり鶴なる海の手後二
に付なるなり

一 四月七日なる和い物盲なる南天梅根芭
なるなるなる餅なるなり

一 三月三日い桃花椿吹草も餅なるなり

一 五月五日い菖蒲蓬菖蒲も餅なる

一 七月七日い瓜茶毋葉折折なるなるなり
かなるなるなり

一 八月い稲穂橋秋の穂も餅なるなり

一 九月九日い菊の穂も餅すきもし餅なる

十月末の日は菊紅葉の頃は[illegible]

一 十月中旬より霜降迄は[illegible]

一 矢拵の名数を尋ねるに[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [

一 海川の奥と焼物をする時は後をうの方
（白ふり王弘奥の焼物は逆きを表
出くれを上にして振るものと腹は下さく
なるなり）

一 廻物は奥振るなり海奥は物を切る方
（白頭をなのすくする）川奥は北方を
切るなり白頭は左なり これ海川陰陽
の理なり 引れ

海のまり川の後といふ
奥は刑ふるるなるべし

一 神祭に云初は奥鳥野菜なも通用乃
なるなり大ふるは左物左なを神祭
としなり神は物と清は理はなるも清
物を奥として調るなり

一 神へ供事をするなり西鮮を物なみは
なるなるなり兄弟ふるなるなり上古乃
風なり

一 第上古は米の粉を浄水にてこねて

固めて湯をそそぎ蒸熟して鶴を形なり
一 神へ供る神酒は雄蝶の親なり人
頂戴なり婚礼の酒は赤白を載なり
なりしかるの時なれとも海なり戴
物は白を酒を後載者を後なり
二度を物なを酒を奥なり稲一番
地くなるなるなり次く指のなるき
を上郷して神酒を後載とのなり
一 十月の亥の日ふ物は白を形り柳
乃本ふて物を作り奥後系銀杏をなく
干ふ物を入て中ふ物とつを後
なりいまく孫を定らなる水をもつを
後なを二度後なく時は引を後ふ

神々日乗代の酒の後なり
我なるふるなるかけ孫て
何種餅種し後なり

一 むかし鶴酒なて和鶴の初るなれ其時
なて酒奥なるなる後は酒を合の上を
のなるて者なるの本とやなく向ひ酌なり

中人系てしまい平人ハいと定まる
ものなれば扨ても悪い仕ようの世出
たるなり

一 野馬と云ハ野猫のようなものあり此を
もこんものなるべし芸藩通志に猫の型
ハ犬のようなものなるべしとあり
のハ用ゆるなり
とかくに悪敵にハ出来ぬ根盗
あとしのまいてもを再をいたし折笠家
をおこすなりけり

一 猪と云ハ山に居猪小張之庵の初い亀
猪猪と名をつけ又草猪と云ハ猪
る初めて紅葉狩に行くなり

一 何ても初る所ハ
もとも敵のかきを
初めとも騒ぎ
ハ痛負朝
云ふの以或
とはり負朝
敵方のはて

公方様院殿
て三ツ試ケ殿

一 六月の初ハ鏡餅とゆる 禁中裏
ゆ正月ハかゝ佛の上より石松を出ゆく
ハとしてくり出の法師を修ぜり
九妖一ゝ法師ハ天の象上中巻
第中又ハ十二ヒ上ハ北の形ゆ三月の
式ハ北天象の卦とせて北に上
天ハ卦ハ世卦をなして
数を法華の甲を
元朝中旬る
障碍の卿
仕ゆり
製ゆ

一 ハ時日の
ゆ
られ
を
ゆ
ゆ
ゆ

一　城取入御館庫蔵ホ乃拳棟の時ハ
棟の上ヨ棚を儲て中に三百六十の小俵を
公郷小盃之両脇小二重ヨ掛の菖蒲
ゑる玉鯉瓶子一双蝶花形小色て俵ヲ
神ヲ拳棟ヨモ乃ちあり堂塔建立
乃拳棟の時ハ俵沒東神酒ヲ
ハ俵二ヲ玉ゑる玉鯉棟の俵
始終の俵のヲ〜ハ
て俵ゑ俵鯉と可の拳棟の時ハ家の
神とゑるの五女神俵
的場を幕張城を築中時も其ゑ形
金の神的の時と場ヲ九のヲ小俵
棚ヨ二ヲ玉ゑる玉鯉瓶子一双俵
ゑるも乃ちの日ゑの之男ハ俵沒東
神酒ヲ

一　後ヲ暮日を射ル的俵の棚ヲ上ヲ
玉ゑる玉鯉瓶子一双俵ヲ時も棚
棚の上俵日ゑの之男ハ俵小瓶ヲ者
俵ヲ流数三枚ヲ

一　流俵の流とゑ名なり
具ハ玉ゑの家かヲりあい小俵三百六十を
ハヲ二ヲ沒ヲて瓶子一双玉ゑる玉鯉ヲ
神前の左ヨ張ヲ一張右ハ弦矢二節
鋒矢を俵ゑ
左ヲ一張右ハ短刀を
ヲ乃ハ出陣の者俵を
一　中或ヨ幕撰の戦具仕ヲて七日
ヲる時の家俵と前の之初の家俵
用ゑ

一　矢拳ヲ
鹿雉ヨ矢の射も射ル時ハ矢を
棟を矢拳ヲ此時の家俵ハ
急雑ヲを射ル時ハ其ハの尚棟を
動作ヲ乃ハ家ハの
ヲ時ハ家ハ八幡ヲ
て動作ヲ家俵ハ物ヲ俵と小俵
三ヲ之ヲ乃ハ流ヲ
一双射ヲ乃ハ
家ハの中能射ヨ三人を撰出ヲ

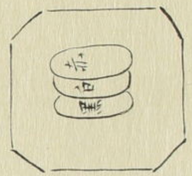

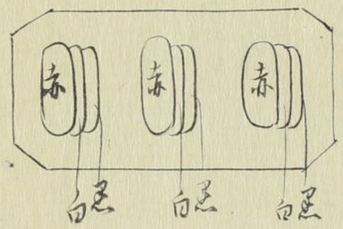
赤
白
赤
白
赤
白
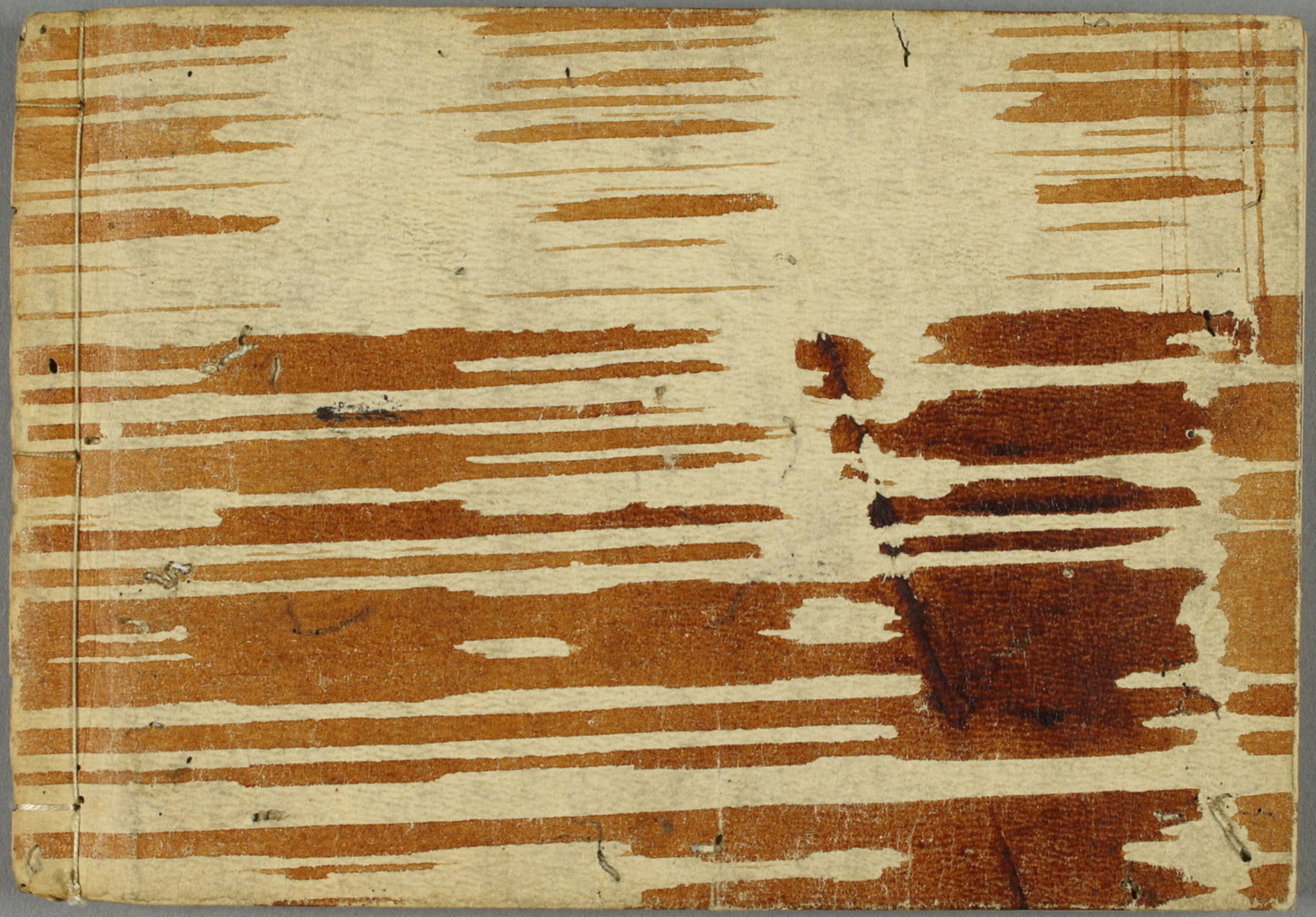
一 嶋蓬萊これを蓬萊の者ともいへり
[illegible]
[illegible]
[illegible]